

料金表
通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区 分	計算方法
(1) (2)以外のもの	この料金表に規定する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。
(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、プリペイド通話に関する料金又は他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金	この料金表に規定する額により行います。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金(プリペイド通話に関する料金を除きます以下第3項、第4項、第16項及び第17項において同じとします。)のうち、基本使用料等、通話料及びパケット通信料は料金月(その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。)に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 4 当社は、通話料及びパケット通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

(基本使用料等の日割り)

- 5 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金(以下この項において「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割りします。

(1) 料金月の起算日以外の日、契約者回線又はオプション機能の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の起算日以外の日、契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。

(3) 料金月の起算日に契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。

(4) 料金月の起算日以外の日、月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第79条(基本使用料等の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(6) 第2項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

- 6 前項第1号から第5号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第79条(基本使用料等の支払義務)第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

- 7 第5項第6号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(K D D I一括請求の取扱い)

- 9 当社は、a u 契約者から申込みがあったときは、その a u 契約者が指定した a u サービス (第 2 種 a u パケットを除きます。) の契約者回線に係る料金その他の債務を、当社が提供する他の電気通信サービス (当社が別に定める電気通信サービスであって、その a u 契約者が指定したものに限り、以下「統合対象サービス」といいます。) に係る料金等に合わせ、一括して請求 (以下「 K D D I一括請求」といいます。) します。
- 10 a u 契約者は、 K D D I一括請求に係る申込みをするときは、当社所定の申込書を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。
- 11 当社は、次に該当する場合には、前項の申込みを承諾しません。
 - (1) その契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。) 以外であるとき。
 - (2) その契約者回線がその a u 契約者以外の者 (その a u 契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。) の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
 - (3) その a u 契約者が統合対象サービスに係る契約を締結している者と異なるとき。
 - (4) その a u 契約者が、 K D D I一括請求に係る料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 12 a u 契約者は、 a u一括請求グループ (料金その他の債務が一括して請求される a u サービスの契約者回線からなるグループであって、当社が別に定めるところにより a u 契約者が指定したものをいいます。以下同じとします。) に関して、 K D D I一括請求の取扱いを受けるときは、その a u一括請求グループに所属する全ての契約者回線について、その申込みを行っていただきます。
- 13 a u 契約者は、 K D D I一括請求に係る料金等の支払方法を変更しようとするときは、当社所定の書面を当社が指定するサービス取扱所に提出していただきます。
- 14 当社は、 K D D I一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、 a u 契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。
 - (1) a u サービス利用権の譲渡があったとき。
 - (2) 契約者の地位の承継があったとき。
 - (3) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
 - (4) a u 契約の解除があったとき。
 - (5) 統合対象サービスの指定がなくなったとき。
 - (6) 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。
 - (7) その他第 11 項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 15 K D D I一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(料金等の支払い)

- 16 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 17 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 18 当社は、プリペイド通話に関する料金については、課金単位となる通話時間及び文字メッセージ送信の回数ごとに第 85 条 (プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等) の規定に基づき登録した前払い通話料の残高を減ずることとします。

(料金の一括後払い)

- 19 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 20 当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 21 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。

- (1) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料
- (2) プリペイド通話に関する料金
- (3) 他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金

- (注) 本項により計算された支払いを要する額は、この料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した結果と異なる場合があります。

(料金の臨時減免)

- 22 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。
- 23 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 au通信サービスに関する料金

第1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第79条（基本使用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用									
(1) auサービスの種類等	ア auサービスには、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>au電話</td> <td>電話端末との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの</td> </tr> <tr> <td>auデュアル</td> <td>デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びパケット通信のために提供するもの</td> </tr> <tr> <td>auパケット</td> <td>パケット端末との間に電気通信回線を設定してパケット通信のために提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	au電話	電話端末との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの	auデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びパケット通信のために提供するもの	auパケット	パケット端末との間に電気通信回線を設定してパケット通信のために提供するもの
	種類	内容							
	au電話	電話端末との間に電気通信回線を設定して通話のために提供するもの							
	auデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びパケット通信のために提供するもの							
	auパケット	パケット端末との間に電気通信回線を設定してパケット通信のために提供するもの							
	イ auデュアルには、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種auデュアル</td> <td>第2種auデュアル又は第3種auデュアル以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第2種auデュアル</td> <td>受信において最高144kbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種auデュアル以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第3種auデュアル</td> <td>受信において最高2.4Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	第1種auデュアル	第2種auデュアル又は第3種auデュアル以外のもの	第2種auデュアル	受信において最高144kbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種auデュアル以外のもの	第3種auデュアル	受信において最高2.4Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するもの
	種類	内容							
	第1種auデュアル	第2種auデュアル又は第3種auデュアル以外のもの							
第2種auデュアル	受信において最高144kbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種auデュアル以外のもの								
第3種auデュアル	受信において最高2.4Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末との間に電気通信回線を設定して提供するもの								
ウ auパケットには、次の種類があります。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種auパケット</td> <td>第2種auパケット又は第3種auパケット以外のもの</td> </tr> <tr> <td>第2種auパケット</td> <td>受信において最高144kbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末との間に電気通信回線を</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	第1種auパケット	第2種auパケット又は第3種auパケット以外のもの	第2種auパケット	受信において最高144kbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末との間に電気通信回線を			
種類	内容								
第1種auパケット	第2種auパケット又は第3種auパケット以外のもの								
第2種auパケット	受信において最高144kbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末との間に電気通信回線を								

	設定して提供するものであって、第3種 a u パケット以外のもの
第3種 a u パケット	受信において最高2.4Mbit/s の符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末との間に電気通信回線を設定して提供するもの

エ 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、同表の右欄の a u サービスを提供します。この場合において、当社は、同表の右欄の種類のうち、その a u 契約者から接続の請求があった端末設備に対応する a u サービスを提供するものとします。

a u 契約の種別	a u サービスの種類
一般 a u 契約	a u 電話
	第1種 a u デュアル
	第2種 a u デュアル
	第3種 a u デュアル
	第1種 a u パケット
	第2種 a u パケット
	第3種 a u パケット
第1種定期 a u 契約	a u 電話
	第1種 a u デュアル
	第2種 a u デュアル
	第3種 a u デュアル
	第2種 a u パケット
第2種定期 a u 契約	a u 電話
	第1種 a u デュアル
	第2種 a u デュアル
	第3種 a u デュアル
第3種定期 a u 契約	a u 電話
	第1種 a u デュアル
	第2種 a u デュアル

第3種 a uデュアル

オ 当社は、第2種 a uパケットとの間において a uサービスの種類の変更を伴う請求があった場合は、その変更前に締結していた a u契約を解除して新たに a u契約の申込みを行う場合と同様に取り扱います。

カ 当社は、 a uサービスの種類の変更（第2種 a uパケットとの間の変更を除きます。）を伴う請求があった場合は、その変更日から変更後の a uサービスの種類による料金を適用します。

ただし、別表1に規定する E Z w e b機能の種類の変更を伴う場合には、 E Z w e b機能に係るパケット通信について、その変更があった時点から変更後の E Z w e b機能の種類に応じた料金を適用します。

キ 第1種 a uパケットには、次の種類があり、第1種 a uパケットを利用する a u契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

種 類	内 容
9.6kbit/s	9.6kbit/sの符号伝送が可能なもの
14.4kbit/s	9.6kbit/s又は14.4kbit/sの符号伝送が可能なもの

ク a u契約者は、第1種 a uパケットの種類の変更の請求をすることができます。この場合において、当社は、第10条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

ケ ローミングには、 a uサービスと同一の種類があります。

(2) コース種別の選択等

ア a uサービス（第2種 a uパケットを除きます。）には、料金その他の適用に関して、次のコース種別があります。

- (ア) 第1種コース（関西支社）
- (イ) 第2種コース（九州支社）
- (ウ) 第3種コース（中国支社）
- (エ) 第4種コース（東北支社）
- (オ) 第5種コース（北海道支社）
- (カ) 第6種コース（北陸支社）
- (キ) 第7種コース（四国支社）
- (ク) 第8種コース（関東・中部支社）

イ a u契約者は、あらかじめコース種別を選択していただきます。

ウ a u契約者は、コース種別の変更の請求をすることができます。

エ ウの請求があったときは、当社は、電話番号その他の取扱いについて、この約款に別段の定めがある場合を除き、その変更前に締結していた a u契約を解除して新たに a u契約を締結したものとみなして取り扱います。

(3) 基本使用料の料金種別の選択等

ア a uサービス（ a uパケットを除きます。）の基本使用料には、次の料金種別があります。

- (ア) (イ)以外のもの

基本使用料の料金種別
標準プラン
ちょっとコール
コミコミコールスーパー
コミコミコールジャンボ
コミコミコールL
コミコミコールS
デイトムプランKO
コミコミOneビジネス
コミコミOneスタンダード
コミコミOneエコノミー
コミコミOneライト
コミコミOneオフタイム
デイトムプランEN
コミコミデイトム

(イ) 第3種auデュアルに係るもの

基本使用料の料金種別
プランL
プランM
プランS
プランSS

イ au契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。

ウ au契約者は、基本使用料の料金種別の変更の請求をすることができます。この場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

(4) 第1種定期au

ア 第1種定期au契約(第2種auパケットに係るものを除き

契約に係る基本使用料の取扱い（年割、ガク割、スマイルハート割引）

ます。)に係る基本使用料には、次の区別があり、第1種定期 a u 契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

一般用	学生用又は障害者用以外のもの
学生用	その契約者が次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者（単位制高等学校教育規程第9条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。以下「学生」といいます。）であることを条件として適用するもの (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、当社が別に定めるもの (イ) 学校教育法第1条に規定する学校以外の国公立の学校又は学校教育法第82条の2若しくは第83条の規定により成立した私立学校のうち、当社が指定した学校
障害者用	その契約者が次のいずれかに該当する者（以下「障害者」といいます。）であることを条件として適用するもの (ア) 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。） (イ) 知的障害者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。） (ウ) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）

- イ 一般用の基本使用料の取扱いは、次のとおりとします。
- (ア) 一般用の基本使用料については、基本使用料の料金種別及び第1種定期 a u 契約の利用月数に応じて、2 - 1 - 1の(2)に規定する料金額を適用します。
 この場合において、利用月数の取扱いについては、(5)に規定する a u サービスの利用月数と同様の方法で計算した月数とします。
- (イ) 一般用の基本使用料の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日からとします。
- (ウ) 一般用の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区 分	一般用の基本使用料の適用
-----	--------------

1 第1種定期 a u 契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日（契約変更の場合は、その契約解除日を含む料金月の末日、当社が別に定める態様により、第1種定期 a u 契約を解除すると同時に新たにその他の定期 a u 契約を締結した場合は、その契約解除日を含む料金月の前料金月の末日とします。）まで一般用の基本使用料を適用します。
2 契約者から学生用又は障害者用の基本使用料の適用に変更する申出があったとき。	契約者から学生用又は障害者用の基本使用料の適用に変更する申出があった日を含む料金月の前料金月の末日まで一般用の基本使用料を適用します。

- ウ 学生用の基本使用料の取扱いは、次のとおりとします。
 (ア) 学生用の基本使用料については、2 - 1 - 1の(2)の規定にかかわらず、次表の料金額を適用します。
 1 契約ごとに

料金額（月額）
2 - 1 - 1の(1)に規定する料金額に0.50を乗じて得た額

- (イ) 学生用の基本使用料は、その契約者名義が学生である a u サービス（第3種 a u デュアル及び a u パケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。
 (7)の適用を受けているもの
 第2（通話料）1（適用）の(13)又は(16)の適用を受けているもの
- (ウ) 学生用の基本使用料の適用を受けようとする契約者は、あらかじめ当社所定の書面により申し出てください。この場合において、契約者は、その書面の記載内容を証明する書類を提示していただきます。
- (エ) 当社は、(ウ)の申出があったときは、その契約者名義が既に学生用の基本使用料の適用を受けている場合を除き、これを承諾します。
- (オ) 学生用の基本使用料の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日からとします。
- (カ) 学生用の基本使用料の適用を受けている契約者は、次のことを守っていただきます。
 学生でなくなった場合、又はあらかじめ申し出た内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を当社に届け出ること。
 自己以外の者に不正に利用させないこと。
 その他学生用の基本使用料に関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社が執る措置に従っていただくこと。
- (キ) 当社は、学生用の基本使用料の適用を受けている契約者回線について、その契約者から学生用の基本使用料の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合に

は、その適用を廃止します。

a u サービス利用権の譲渡があったとき。

契約者の地位の承継があったとき。

第1種定期 a u 契約の解除があったとき。

(工)の規定に適合しないことが判明したとき。

その契約者が(カ)の規定に違反したとき。

第3種 a u デュアル又は a u パケットへの種類の変更があったとき。

(ク) 学生用の基本使用料の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の4欄又は5欄の左欄の規定により学生用の基本使用料の適用を廃止した後、1欄、2欄又は3欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ1欄、2欄又は3欄の規定によるものとします。

区 分	学生用の基本使用料の適用
1 2、3、4又は5以外により学生用の基本使用料の適用を廃止したとき。	その廃止日(a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により学生用の基本使用料の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日まで学生用の基本使用料を適用します。
2 第1種定期 a u 契約の解除があったとき(a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継が同時にあった場合を含みません。)	その契約解除日の前日(契約変更の場合は、その契約解除日を含む料金月の末日、当社が別に定める態様により、第1種定期 a u 契約を解除すると同時に新たにその他の定期 a u 契約を締結した場合は、その契約解除日を含む料金月の前料金月の末日とします。)まで学生用の基本使用料を適用します。
3 第3種 a u デュアル又は a u パケットへの種類の変更があったとき。	その種類の変更日の前日まで学生用の基本使用料を適用します。
4 契約者から一般用の基本使用料の適用に変更する申出があったとき。	契約者から一般用の基本使用料の適用に変更する申出があった日を含む料金月の末日まで学生用の基本使用料を適用します。
5 契約者から障害者用の基本使用料の適用に変更する申出があったとき。	契約者から障害者用の基本使用料の適用に変更する申出があった日を含む料金月の前料金月の末日まで学生用の基本使用料を適用します。

エ ウの規定は、障害者用の基本使用料の取扱いについて準用し

	<p>ます。この場合において、ウの規定中、「学生」とあるのは「障害者」と、「学生用」とあるのは「障害者用」と、「障害者用」とあるのは「学生用」と、ウの(イ)の規定中、「第3種 a uデュアル及び a uパッケージ」とあるのは「 a uパッケージ」と、ウの(キ)及び(ク)の規定中、「第3種 a uデュアル又は a uパッケージ」とあるのは「 a uパッケージ」とそれぞれ読み替えるものとします。</p>											
<p>(4)の2 第2種定期 a u契約に係る基本使用料の取扱い (2年割)</p>	<p>ア 第2種定期 a u契約に係る基本使用料については、基本使用料の料金種別及び第2種定期 a u契約の契約月数に応じて、2-1-1の(3)に規定する料金額を適用します。 この場合において、契約月数の取扱いについては、その第2種定期 a u契約の契約開始月からその料金月までの月数とします。</p> <p>イ アに規定する料金額の適用は、第2種定期 a u契約に係る a uサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日からとします。</p> <p>ウ 第2種定期 a u契約の解除があったときは、その契約解除日の前日(当社が別に定める態様により、第2種定期 a u契約を解除すると同時に新たにその他の a u契約を締結した場合は、その契約解除日を含む料金月の前料金月の末日とします。)まで第2種定期 a u契約に係る基本使用料を適用します。</p>											
<p>(4)の3 第3種定期 a u契約に係る基本使用料の取扱い (3年割)</p>	<p>ア 第3種定期 a u契約に係る基本使用料については、基本使用料の料金種別に応じて、2-1-1の(4)に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ その料金月において3年割グループを構成する契約者回線及び他網契約者回線の数が20000以上のときは、次表の左欄に規定する基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、2-1-1の(4)の規定にかかわらず、同表の右欄に規定する料金額を適用します。 ただし、その3年割グループに係る契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるときは、この限りではありません。</p> <p style="text-align: right;">1 電話番号ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="552 1576 1362 2011"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額(税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デイトムプランK O</td> <td>2,000円(2,100円)</td> </tr> <tr> <td>コミコミOneビジネス</td> <td>9,100円(9,555円)</td> </tr> <tr> <td>コミコミOneスタンダード</td> <td>5,100円(5,355円)</td> </tr> <tr> <td>デイトムプランE N</td> <td>2,000円(2,100円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ ア及びイに規定する料金額の適用は、第3種定期 a u契約に係る a uサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から</p>	区 分	料金額	税抜額(税込額)	デイトムプランK O	2,000円(2,100円)	コミコミOneビジネス	9,100円(9,555円)	コミコミOneスタンダード	5,100円(5,355円)	デイトムプランE N	2,000円(2,100円)
区 分	料金額											
	税抜額(税込額)											
デイトムプランK O	2,000円(2,100円)											
コミコミOneビジネス	9,100円(9,555円)											
コミコミOneスタンダード	5,100円(5,355円)											
デイトムプランE N	2,000円(2,100円)											

とします。

エ 第3種定期 a u 契約の解除があったときは、その契約解除日の前日（当社が別に定める態様により、第3種定期 a u 契約を解除すると同時に新たにその他の a u 契約を締結した場合は、その契約解除日を含む料金月の前料金月の末日とします。）まで第3種定期 a u 契約に係る基本使用料を適用します。

(5) 基本使用料の長期利用割引の適用（長期優待割引、長期割引サービス）

ア 基本使用料の長期利用割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、a u サービスの利用月数及び基本使用料の料金種別に応じて、その a u サービス（a u パケットを除きます。）に係るその料金月の基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

(ア) 基本使用料の料金種別が標準プラン、ちょっとコール、コミコミコールスーパー、コミコミコールジャンボ、コミコミコールL、コミコミコールS又はデイトムプランK Oのもの

1 契約ごとに

利用月数	割引額
12か月を超え36か月以内の場合	その料金月の基本使用料に0.02を乗じて得た額
36か月を超え60か月以内の場合	その料金月の基本使用料に0.03を乗じて得た額
60か月を超える場合	その料金月の基本使用料に0.05を乗じて得た額

備考 a u サービスの利用月数は、その a u サービスに係る利用開始月からその料金月（契約解除があったときは、その契約解除日の前日を含む料金月までとします。）までの月数（一時休止日の前日を含む料金月の翌料金月から再利用開始日を含む料金月の前料金月までの月数を除きます。）を通算したものとします。

(イ) 基本使用料の料金種別がコミコミOneビジネス、コミコミOneスタンダード、コミコミOneエコノミー、コミコミOneライト、コミコミOneオフタイム、デイトムプランEN、コミコミデイトム、プランL、プランM、プランS又はプランSSのもの

1 契約ごとに

利用月数	割引額
12か月を超え24か月以内の場合	その料金月の基本使用料に0.05を乗じて得た額
24か月を超え48か月以内の場合	その料金月の基本使用料に0.07を乗じて得た額
48か月を超える場合	その料金月の基本使用料に0.15

	<p style="text-align: right;">を乗じて得た額</p> <p>備考 auサービスの利用月数は、(ア)の備考に規定するauサービスの利用月数と同様の方法で計算した月数とします。</p> <p>イ 本割引は、定期au契約に基づきauサービスの提供を受けている場合は適用しません。</p> <p>ウ 次に該当する場合において、新たに契約を締結したauサービスの利用月数は、同時に契約の解除があった電気通信サービス(第2種auパッケージ及び特定事業者のau通信サービス契約約款に規定する第2種auパッケージを除きます。)を利用した月数に相当する期間を加えて計算します。</p> <p>(ア) 特定事業者との間に当社のau契約に相当する契約を締結していた者が、当社が別に定めるところにより、その契約を解除すると同時に新たに当社とau契約を締結したとき。</p> <p>(イ) 当社が別に定める態様により、au契約を解除すると同時に新たにその他のau契約を締結したとき。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>
<p>(6) 複数回線複合割引の適用(家族割引)</p>	<p>ア 複数回線複合割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線群(本割引を選択する契約者回線又は特定事業者のau通信サービス契約約款に定める複数回線複合割引(以下この欄において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線((4)に規定する学生用又は障害者用の基本使用料の適用を受けている契約者回線を除きます。)に関する基本使用料((5)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)に0.25を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>イ 本割引は、auサービス(auパッケージを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。</p> <p>(ア) 第2種定期au契約又は第3種定期au契約に係るもの</p> <p>(イ) (7)の適用を受けているもの</p> <p>(ウ) 第2(通話料)1(適用)の(16)又は(22)の適用を受けているもの</p> <p>ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。</p> <p>エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア) その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。</p> <p>(イ) 指定した割引選択回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数が2以上6以下でないとき。</p> <p>(ウ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p>

- (工) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
 - (オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)
 - (カ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 力 当社は、1の割引選択回線群を構成する契約者回線の契約者名義が異なる場合であっても、通信料明細内訳書の発行その他の取扱いについて、同一の契約者名義とみなして取り扱います。
- キ 本割引の計算は、料金月単位で行います。
- ク 本割引の適用の開始は、工に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。
- ケ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。
- (ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。
 - (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
 - (ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
 - (エ) a u 契約の解除があったとき。
 - (オ) a u パケットへの種類の変更があったとき。
 - (カ) その他オに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- コ ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日(a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止、a u 契約の解除又はa u パケットへの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

サ コの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(7)、(8)若しくは(10)又は第2(通話料)1(適用)の(16)若しくは(22)の適用の申込みをしたときは、その

申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

シ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ス 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

セ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。

ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。

ソ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することに承諾していただきます。

(7) 契約者を単位とする基本使用料割引の適用（グループディスカウント）

ア 契約者を単位とする基本使用料割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（本割引を選択する契約者回線又は特定事業者のau通信サービス契約約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引（以下この欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線に関する基本使用料（(5)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

1 契約ごとに

その料金月の割引選択回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数	割引額
2以上4以下の場合	その料金月の基本使用料に0.15を乗じて得た額
5以上49以下の場合	その料金月の基本使用料に0.20を乗じて得た額
50以上999以下の場合	その料金月の基本使用料に0.25を乗じて得た額
1000以上の場合	その料金月の基本使用料に0.28を乗じて得た額

イ 本割引は、auサービス（auパケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。

できます。

(ア) 学生用又は障害者用の基本使用料の適用を受けているもの

(イ) (6)の適用を受けているもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定した割引選択回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数が2以上でないとき。

(イ) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(ウ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が、第2(通話料)1(適用)の(16)又は(22)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における同一の割引選択回線群に属さないとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

(カ) 2年割グループ又は3年割グループを構成する契約者回線によりその割引選択回線群が構成される場合は、その割引選択回線群を構成することとなる全ての契約者回線及び他網契約者回線と、その2年割グループ又は3年割グループを構成する全ての契約者回線及び他網契約者回線が同一でないとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

キ 本割引の適用の開始は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) auサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) au契約の解除があったとき。

(オ) auパッケージへの種類の変更があったとき。

(カ) その他オに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

ケ クの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合

が生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日（a uサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 a uサービスの利用の一時休止、a u契約の解除又はa uパッケージの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

コ ケの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(6)、(8)若しくは(10)又は第2（通話料）1（適用）の(16)若しくは(22)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

サ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

シ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

ス 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。

ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。

セ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することに承諾していただきます。

(8) 契約者を単位とする基本使用料割引の適用（シングル大口回線割引）

ア 契約者を単位とする基本使用料割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（本割引を選択する契約者回線又は特定事業者のa u通信サービス契約約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引（以下この欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線に関する基本使用料について、次

表に規定する額の割引を行うことをいいます。

1 契約ごとに

その料金月の割引選択回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数	割引額
50以上149以下の場合	その料金月の基本使用料に0.10を乗じて得た額
150以上249以下の場合	その料金月の基本使用料に0.15を乗じて得た額
250以上499以下の場合	その料金月の基本使用料に0.20を乗じて得た額
500以上999以下の場合	その料金月の基本使用料に0.30を乗じて得た額
1000以上の場合	その料金月の基本使用料に0.40を乗じて得た額

イ 本割引は、a uサービス（第1種a uパケットに限ります。）の契約者回線に限り、選択することができます。

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(ウ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき。

(エ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の適用の開始は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) a uサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) a uサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) a u契約の解除があったとき。

(オ) 第1種a uパケット以外の種類への変更があったとき。

(カ) その他オに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
 ク キの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日(a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止、 a u 契約の解除又は第1種 a u パケット以外の種類への変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

ケ ケの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(6)、(7)若しくは(10)又は第2(通話料)1(適用)の(16)若しくは(22)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

コ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

サ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

シ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額(当社が指定する期間内の料金月に係るものに限り)又はその目安となる金額を通知します。

ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。

ス 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報(特定割引の適用に必要な範囲に限ります。)を、当社が特定事業者に通知することに承諾していただきます。

(9) 包括回線グループ

ア 包括回線グループを単位とする基本使用料割引(以下この欄

ブを単位とする基本使用料割引の適用（シングル大口回線割引）

において「本割引」といいます。)とは、あらかじめ契約者が選択した包括回線グループに係る基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

1 契約ごとに

その料金月の包括回線グループに係る契約者回線の数	割引額
50以上149以下の場合	その料金月の基本使用料に0.10を乗じて得た額
150以上249以下の場合	その料金月の基本使用料に0.15を乗じて得た額
250以上499以下の場合	その料金月の基本使用料に0.20を乗じて得た額
500以上999以下の場合	その料金月の基本使用料に0.30を乗じて得た額
1000以上の場合	その料金月の基本使用料に0.40を乗じて得た額

イ 当社は、本割引の適用の申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者が、包括回線グループに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

ウ 本割引の適用の開始は、イの規定により本割引の申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

エ 当社は、本割引の適用を受けている包括回線グループについて、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 包括回線グループを構成する全ての契約者回線に係る a u 契約の解除があったとき。

(イ) イに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

オ エの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区 分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 包括回線グループを構成する全ての契約者回線に係	その契約解除日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

る a u 契約の解除
があったとき。

カ 割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(10) 契約者を単位とする基本使用料割引の適用(シングル大口回線割引)

ア 契約者を単位とする基本使用料割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線群(本割引を選択する契約者回線又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める契約者を単位とする基本使用料割引(以下この欄において「特定割引」といいます。))を選択する他網契約者回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線に関する基本使用料について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

1 契約ごとに

その料金月の割引選択回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数	割引額
30以上 99以下の場合	その料金月の基本使用料に0.02を乗じて得た額
100以上 299以下の場合	その料金月の基本使用料に0.06を乗じて得た額
300以上 999以下の場合	その料金月の基本使用料に0.10を乗じて得た額
1000以上4999以下の場合	その料金月の基本使用料に0.14を乗じて得た額
5000以上の場合	その料金月の基本使用料に0.20を乗じて得た額

イ 本割引は、a u サービス(第3種 a u パケットに限ります。)の契約者回線に限り、選択することができます。

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(ウ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約

者回線及び他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき

。 (工) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

力 本割引の適用の開始は、工に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) a u 契約の解除があったとき。

(オ) 第3種 a u パケット以外の種類への変更があったとき。

(カ) その他オに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

ク キの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日 (a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。) を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止、 a u 契約の解除又は第3種 a u パケット以外の種類への変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又は種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

ケ クの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(6)、(7)若しくは(8)又は第2(通話料)1(適用)の(16)若しくは(22)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

コ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

サ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

シ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、

当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限ります。）又はその目安となる金額を通知します。

ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。

ス 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が特定事業者に通知することに承諾していただきます。

(11) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の適用

ア 当社は、海外ローミング機能について、2（料金額）に規定する国又は地域（その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備の所在する場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。）ごとに、利用形態に応じて次の区分によりオプション機能使用料を適用します。

(ア) (イ)以外のもの

区 分	適用する利用形態
国内通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの
国際通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの
着信通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの

(イ) パケット通信に係るもの

区 分	適用する利用形態
国際 E Z w e b 利用	外国事業者の電気通信サービスにより E Z w e b 機能（タイプ に限ります。）を利用したものの
備考 当社は、この利用形態における課金対象パケットの総情報量について、128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。	

イ 当社が別に定める番号をダイヤルして外国事業者の電気通信サービスを利用した場合については、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

1の利用につき利用時間1分までごとに

海外利用地域	料 金 額
大韓民国	500円

	ニュージーランド	600円											
(12) オプション機能使用料の減額適用	<p>高速パケット通信機能と留守番伝言機能（第8種コース以外のコース種別に係るものに限ります。）又はE Z w e b機能（第8種コースに係るものに限ります。）を同時に利用している場合は、2（料金額）に規定するオプション機能使用料の合計額から下表の料金額を減額して適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">ア イ以外の場合</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">イ 第8種コースの場合</td> <td style="text-align: center;">タイプ 以外のもの</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ のもの</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		控除額	ア イ以外の場合		300円	イ 第8種コースの場合	タイプ 以外のもの	200円	タイプ のもの	300円
区 分		控除額											
ア イ以外の場合		300円											
イ 第8種コースの場合	タイプ 以外のもの	200円											
	タイプ のもの	300円											
(13) a u . N E T機能に係るオプション機能使用料の適用	<p>a u . N E T機能に係るオプション機能使用料については、その契約者回線とa u . N E T機能に係る電気通信設備との間でパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）を行った料金月において適用します。この場合において、当社は、通則第5項の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。</p>												

2 料金額

2 - 1 基本使用料

2 - 1 - 1 2 - 1 - 2 以外のもの

(1) 一般 a u 契約に係るもの

以外のもの

1 電話番号ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額 (税込額)
標準プラン	4,600円 (4,830円)
ちょっとコール	3,500円 (3,675円)
コミコミコールスーパー	13,500円 (14,175円)
コミコミコールジャンボ	8,800円 (9,240円)
コミコミコールL	5,800円 (6,090円)
コミコミコールS	3,900円 (4,095円)
デイトムプランKO	4,000円 (4,200円)
コミコミOneビジネス	12,500円 (13,125円)
コミコミOneスタンダード	7,500円 (7,875円)
コミコミOneエコノミー	3,980円 (4,179円)
コミコミOneライト	3,480円 (3,654円)
コミコミOneオフタイム	4,900円 (5,145円)
デイトムプランEN	4,000円 (4,200円)
コミコミデイトム	9,500円 (9,975円)

第3種 a u デュアルに係るもの

1 電話番号ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額 (税込額)
プランL	10,000円 (10,500円)

プランM	6,900円(7,245円)
プランS	4,900円(5,145円)
プランSS	3,900円(4,095円)

(2) 第1種定期au契約に係るもの

以外のもので

1電話番号ごとに月額

区 分	料 金 額			
	税 抜 額 (税 込 額)			
	利用月数が 12か月以内 のもの	利用月数が 12か月を超 え24か月以 内のもの	利用月数が 24か月を超 え36か月以 内のもの	利用月数が 36か月を超 えるもの
標準プラン	4,100円 (4,305円)	3,600円 (3,780円)	3,400円 (3,570円)	3,200円 (3,360円)
ちょっとコール	3,000円 (3,150円)	2,600円 (2,730円)	2,400円 (2,520円)	2,300円 (2,415円)
コミコミコールスーパー	13,000円 (13,650円)	11,500円 (12,075円)	10,900円 (11,445円)	10,300円 (10,815円)
コミコミコールジャンボ	8,300円 (8,715円)	7,400円 (7,770円)	7,000円 (7,350円)	6,600円 (6,930円)
コミコミコールL	5,300円 (5,565円)	4,700円 (4,935円)	4,400円 (4,620円)	4,100円 (4,305円)
コミコミコールS	3,400円 (3,570円)	3,000円 (3,150円)	2,800円 (2,940円)	2,700円 (2,835円)
デイトムプランKO	3,500円 (3,675円)	3,000円 (3,150円)	2,800円 (2,940円)	2,600円 (2,730円)
コミコミOneビジネス	12,000円 (12,600円)	10,500円 (11,025円)	9,900円 (10,395円)	9,300円 (9,765円)
コミコミOneスタンダード	7,000円 (7,350円)	6,100円 (6,405円)	5,700円 (5,985円)	5,300円 (5,565円)
コミコミOneエコノミー	3,480円 (3,654円)	3,080円 (3,234円)	2,880円 (3,024円)	2,780円 (2,919円)

コミコミOneライト	2,980円 (3,129円)	2,580円 (2,709円)	2,380円 (2,499円)	2,280円 (2,394円)
コミコミOneオフタイム	4,400円 (4,620円)	3,900円 (4,095円)	3,700円 (3,885円)	3,500円 (3,675円)
デイトムプランEN	3,500円 (3,675円)	3,000円 (3,150円)	2,800円 (2,940円)	2,600円 (2,730円)
コミコミデイトム	9,000円 (9,450円)	8,100円 (8,505円)	7,700円 (8,085円)	7,300円 (7,665円)

第3種auデュアルに係るもの

1 電話番号ごとに月額

区 分	料 金 額					
	税 抜 額 (税 込 額)					
	利用月数が 12か月以内 のもの	利用月数が 12か月を超 え24か月以 内のもの	利用月数が 24か月を超 え36か月以 内のもの	利用月数が 36か月を超 え48か月以 内のもの	利用月数が 48か月を超 え60か月以 内のもの	利用月数が 60か月を超 えるもの
プランL	8,500円 (8,925円)	8,400円 (8,820円)	8,300円 (8,715円)	8,200円 (8,610円)	8,100円 (8,505円)	8,000円 (8,400円)
プランM	5,865円 (6,158円)	5,796円 (6,085円)	5,727円 (6,013円)	5,658円 (5,940円)	5,589円 (5,868円)	5,520円 (5,796円)
プランS	4,165円 (4,373円)	4,116円 (4,321円)	4,067円 (4,270円)	4,018円 (4,218円)	3,969円 (4,167円)	3,920円 (4,116円)
プランSS	3,315円 (3,480円)	3,276円 (3,439円)	3,237円 (3,398円)	3,198円 (3,357円)	3,159円 (3,316円)	3,120円 (3,276円)

(3) 第2種定期au契約に係るもの

以外のもので

1 電話番号ごとに月額

区 分	料 金 額	
	税抜額 (税込額)	
	利用月数が36か月以内の	利用月数が36か月を超え

	もの	るもの
標準プラン	3,400円 (3,570円)	3,200円 (3,360円)
ちょっとコール	2,400円 (2,520円)	2,300円 (2,415円)
コミコミコールスーパー	10,900円 (11,445円)	10,300円 (10,815円)
コミコミコールジャンボ	7,000円 (7,350円)	6,600円 (6,930円)
コミコミコールL	4,400円 (4,620円)	4,100円 (4,305円)
コミコミコールS	2,800円 (2,940円)	2,700円 (2,835円)
デイトムプランKO	2,800円 (2,940円)	2,600円 (2,730円)
コミコミOneビジネス	9,900円 (10,395円)	9,300円 (9,765円)
コミコミOneスタンダード	5,700円 (5,985円)	5,300円 (5,565円)
コミコミOneエコノミー	2,880円 (3,024円)	2,780円 (2,919円)
コミコミOneライト	2,380円 (2,499円)	2,280円 (2,394円)
コミコミOneオフタイム	3,700円 (3,885円)	3,500円 (3,675円)
デイトムプランEN	2,800円 (2,940円)	2,600円 (2,730円)
コミコミデイトム	7,700円 (8,085円)	7,300円 (7,665円)

第3種auデュアルに係るもの

1 電話番号ごとに月額

区 分	料 金 額			
	税 抜 額 (税 込 額)			
	利用月数が 36か月以内 のもの	利用月数が 36か月を超 え48か月以 内のもの	利用月数が 48か月を超 え60か月以 内のもの	利用月数が 60か月を超 えるもの
プランL	8,300円 (8,715円)	8,200円 (8,610円)	8,100円 (8,505円)	8,000円 (8,400円)
プランM	5,727円 (6,013円)	5,658円 (5,940円)	5,589円 (5,868円)	5,520円 (5,796円)
プランS	4,067円 (4,270円)	4,018円 (4,218円)	3,969円 (4,167円)	3,920円 (4,116円)

プランSS	3,237円 (3,398円)	3,198円 (3,357円)	3,159円 (3,316円)	3,120円 (3,276円)
-------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

(4) 第3種定期au契約に係るもの

以外のも

1電話番号ごとに月額

区 分	料 金 額
	税 抜 額 (税 込 額)
標準プラン	3,200円 (3,360円)
ちょっとコール	2,300円 (2,415円)
コミコミコールスーパー	10,300円 (10,815円)
コミコミコールジャンボ	6,600円 (6,930円)
コミコミコールL	4,100円 (4,305円)
コミコミコールS	2,700円 (2,835円)
デイトムプランKO	2,600円 (2,730円)
コミコミOneビジネス	9,300円 (9,765円)
コミコミOneスタンダード	5,300円 (5,565円)
コミコミOneエコノミー	2,780円 (2,919円)
コミコミOneライト	2,280円 (2,394円)
コミコミOneオフタイム	3,500円 (3,675円)
デイトムプランEN	2,600円 (2,730円)
コミコミデイトム	7,300円 (7,665円)

第3種auデュアルに係るもの

1電話番号ごとに月額

区 分	料 金 額		
	税 抜 額 (税 込 額)		
	利用月数が48か	利用月数が48か	利用月数が60か

	月以内のもの	月を超え60か月以内のもの	月を超えるもの
プランL	8,200円 (8,610円)	8,100円 (8,505円)	8,000円 (8,400円)
プランM	5,658円 (5,940円)	5,589円 (5,868円)	5,520円 (5,796円)
プランS	4,018円 (4,218円)	3,969円 (4,167円)	3,920円 (4,116円)
プランSS	3,198円 (3,357円)	3,159円 (3,316円)	3,120円 (3,276円)

2 - 1 - 2 a u パケットに係るもの

(1) 一般 a u 契約に係るもの

1 電話番号ごとに月額

区 分		料 金 額
		税抜額 (税込額)
第 1 種 a u パケット	9.6kbit/s	500円 (525円)
	14.4kbit/s	900円 (945円)
第 2 種 a u パケット		900円 (945円)
第 3 種 a u パケット		1,500円 (1,575円)

(2) 第 1 種定期 a u 契約に係るもの

1 電話番号ごとに月額

区 分		料 金 額
		税抜額 (税込額)
第 2 種 a u パケット		440円 (462円)

2 - 2 オプション機能使用料

2 - 2 - 1 2 - 2 - 2 以外のもの

(1) (2) 以外のもの

以外のもの

各単位ごとに月額

区 分		単 位	料金額
			税抜額 (税込額)
留守番伝言機能 (お留守番サービス)		基本額 (1 契約ごとに)	300円 (315円)
E Z w e b 機能 (E Z w e b)	タイプ のもの	加算額 (1 契約ごとに)	100円 (105円)
三者通話機能 (三者通話サービス)		1 契約ごとに	200円 (210円)
割込通話機能 (割込通話サービス)		1 契約ごとに	200円 (210円)
迷惑電話拒否機能 (迷惑電話撃退サービス)		1 契約ごとに	100円 (105円)
着信短縮ダイヤル機能 (クイックダイヤル)	1 の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のうち複数の地域内とする場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	28,000円 (29,400円)
	1 の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のうちいずれか 1 の地域内に限定する場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	22,000円 (23,100円)
高速パケット通信機能 (高速パケットサービス)		1 契約ごとに	300円 (315円)

第8種コースのもの

各単位ごとに月額

区 分		単 位	料金額
			税抜額 (税込額)
E Z w e b機能 (E Z w e b)	タイプ 及びタイプ 以外のもの	1 契約ごとに	200円 (210円)
	タイプ のもの	1 契約ごとに	300円 (315円)
	タイプ のもの	1 契約ごとに	400円 (420円)
三者通話機能 (三者通話サービス)		1 契約ごとに	200円 (210円)
割込通話機能 (割込通話サービス)		1 契約ごとに	200円 (210円)
迷惑電話拒否機能 (迷惑電話撃退サービス)		1 契約ごとに	100円 (105円)
着信短縮ダイヤル機能 (クイックダイヤル)	1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のうち複数の地域内とする場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	28,000円 (29,400円)
	1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のうちいずれか1の地域内に限定する場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	22,000円 (23,100円)
高速パケット通信機能 (高速パケットサービス)		1 契約ごとに	300円 (315円)

(2) 第3種auデュアル又は第3種auパッケージに係るもの

各単位ごとに月額

区 分		単 位	料金額
			税抜額 (税込額)
EZweb機能 (EZweb)		1 契約ごとに	300円 (315円)
三者通話機能 (三者通話サービス)		1 契約ごとに	200円 (210円)
迷惑電話拒否機能 (迷惑電話撃退サービス)		1 契約ごとに	100円 (105円)
着信短縮ダイヤル機能 (クイックダイヤル)	1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のうち複数の地域内とする場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	28,000円 (29,400円)
	1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のうちいずれか1の地域内に限定する場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	22,000円 (23,100円)
au.NET機能		1 契約ごとに	900円 (945円)

2 - 2 - 2 海外ローミング機能

(1) (2)以外のもの

外国事業者の電気通信サービスに係る1の利用につき利用時間1分までごとに

海外利用地域	区 分		料金額
大韓民国	国内通話利用		50円
	国際通話利用	日本着信	210円
		日本着信以外	330円
	着信通話利用		60円
香港	国内通話利用		70円
	国際通話利用	日本着信	260円
		日本着信以外	330円
	着信通話利用		50円
アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)	国内通話利用		120円
	国際通話利用	日本着信	210円
		日本着信以外	330円
	着信通話利用		80円
オーストラリア	国内通話利用		120円
	国際通話利用	日本着信	260円
		日本着信以外	330円
	着信通話利用		50円
カナダ	国内通話利用		120円
	国際通話利用	日本着信	230円
		日本着信以外	330円
	着信通話利用		60円
ニュージーランド	国内通話利用		120円
	国際通話利用	日本着信	260円

		日本着信以外	330円
	着信通話利用		50円
中華人民共和国 (香港を除きます。)	国内通話利用		70円
	国際通話利用	日本着信	260円
		日本着信以外	330円
	着信通話利用		50円
グアム	国内通話利用		120円
	国際通話利用	日本着信	230円
		日本着信以外	330円
	着信通話利用		60円
サイパン	国内通話利用		120円
	国際通話利用	日本着信	230円
		日本着信以外	330円
	着信通話利用		60円
ハワイ	国内通話利用		120円
	国際通話利用	日本着信	230円
		日本着信以外	330円
	着信通話利用		80円
タイ王国	国内通話利用		70円
	国際通話利用	日本着信	260円
		日本着信以外	330円
	着信通話利用		50円
台湾	国内通話利用		70円
	国際通話利用	日本着信	260円
		日本着信以外	330円
	着信通話利用		50円

インドネシア共和国	国内通話利用		70円
	国際通話利用	日本着信	330円
		日本着信以外	330円
	着信通話利用		50円

(2) パケット通信に係るもの

1課金対象パケットごとに

海外利用地域	区 分	料金額
大韓民国	国際E Z w e b利用	1.5円

第2 通話料

1 適用

通話料の適用については、第80条（通話料及びパケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通 話 料 の 適 用																			
(1) 在圏区分及び通話区分の適用	<p>ア 当社は、通話料を適用するため、在圏地域（その通話を行った契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する都道府県をいいます。以下同じとします。）及び通話を次のとおり区分します。</p> <p>(ア) 在圏区分 以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>在圏区分</th> <th>在圏地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道地区</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>東北地区</td> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県</td> </tr> <tr> <td>北陸地区</td> <td>富山県、石川県、福井県</td> </tr> <tr> <td>関東・中部地区</td> <td>東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県</td> </tr> <tr> <td>関西地区</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</td> </tr> <tr> <td>中国地区</td> <td>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県</td> </tr> <tr> <td>四国地区</td> <td>徳島県、香川県、愛媛県、高知県</td> </tr> <tr> <td>九州地区</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> </tbody> </table>	在圏区分	在圏地域の範囲	北海道地区	北海道	東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	北陸地区	富山県、石川県、福井県	関東・中部地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県	関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	在圏区分	在圏地域の範囲																	
	北海道地区	北海道																	
	東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県																	
	北陸地区	富山県、石川県、福井県																	
	関東・中部地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県																	
	関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県																	
	中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県																	
	四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県																	
	九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県																	
相互接続点からの通話に係るもの																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>在圏区分</th> <th>在圏地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道地区</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>東北地区</td> <td>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県</td> </tr> <tr> <td>北陸地区</td> <td>富山県、石川県、福井県</td> </tr> <tr> <td>関東地区</td> <td>東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県</td> </tr> </tbody> </table>	在圏区分	在圏地域の範囲	北海道地区	北海道	東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	北陸地区	富山県、石川県、福井県	関東地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県								
在圏区分	在圏地域の範囲																		
北海道地区	北海道																		
東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県																		
北陸地区	富山県、石川県、福井県																		
関東地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県																		

中部地区	長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(イ) 通話区分

通話区分		適用する通話
地域内・地域隣接県通話	県内通話	その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話
	県間通話	その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの
地域隣接県外通話		地域内・地域隣接県通話以外の通話

イ アに規定する区分は、移動無線装置が接続されている無線基地局設備の所在する場所又は協定事業者の電気通信回線設備の終端の所在する場所に基づき、当社が別に定めるところにより適用します。

ウ アに規定する区分は、通話を開始した時点の区分を適用し、その通話が終了するまで変更しません。

エ 当社が別に定める地域又は電気通信設備へ行った通話については、アの規定にかかわらず、当社が定める通話区分を適用します。

(2) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分の適用

ア 昼間、夜間、深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。ただし、土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。

時間帯区分	時間帯
昼 間	午前 8 時から午後 7 時までの間
夜 間	午後 7 時から午後 11 時までの間

	<table border="1" data-bbox="552 230 1362 349"> <tr> <td data-bbox="552 230 783 349">深夜・早朝</td> <td data-bbox="783 230 1362 349">午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間</td> </tr> </table> <p data-bbox="539 367 1273 400">イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="552 421 1362 712"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 421 783 495">時間帯区分</th> <th data-bbox="783 421 1362 495">時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 495 783 712">土曜日・日曜日・祝日</td> <td data-bbox="783 495 1362 712">土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間	時間帯区分	時間帯	土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間						
時間帯区分	時間帯						
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間						
(3) 通話料の減免	<p data-bbox="539 768 1246 801">次の通話については、その料金の支払いを要しません。</p> <p data-bbox="539 801 1375 875">ア 電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話</p> <p data-bbox="539 875 1375 981">イ 当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p> <p data-bbox="539 981 1375 1086">ウ 協定事業者に係る電気通信設備の修理の請求等のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p>						
(4) 削除	削除						
(5) ローミングの通話料の適用	<p data-bbox="539 1205 1375 1518">ア ローミング（特定事業者の契約約款に規定するauサービス（auパケットを除きます。）の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線（特定事業者の契約約款に規定する基本使用料のうち別記35に定める料金種別の適用を受けているものを除きます。）から行った通話に関する料金（2-1-1から2-1-3に規定する料金に限ります。）については、その通話をauサービスの契約者回線（別記34に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているものとしします。）に係る通話とみなして適用します。</p> <p data-bbox="539 1529 1375 1664">イ 特定事業者の契約約款に規定する基本使用料のうち別記35に定める料金種別の適用を受けているローミングの契約者回線については、特定事業者の料金表に規定する各料金種別の料金額と同額を適用します。</p>						
(6) 特定文字メッセージ送信に係る通話料の適用	<p data-bbox="539 1709 1375 2067">文字メッセージ送信（契約者回線から数字及び記号その他任意の文字によるメッセージ（電子メールとなるものを除きます。以下「文字メッセージ」といいます。）を送信することをいいます。以下同じとします。）のうち、文字メッセージ蓄積装置（文字メッセージを蓄積するために当社又は特定事業者が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）へ当社が別に定める番号により行った文字メッセージ送信（以下「特定文字メッセージ送信」といいます。）に限り、2-1-5（特定文字メッセージ送信に係るもの）又は2-2-3（Cメール機能に係るもの）に規定する料金額を適用します。</p>						

(7) 特定データ通信に係る通話料の適用(モバイルレート、Dレート)

ア データ通信(当社が別に定める方法によりauサービス又はローミング(特定事業者の契約約款に規定するauサービスの提供を受けているものに限ります。以下この欄において同じとします。)の契約者回線から行った通話以外の通信(パケット通信を除きます。)をいいます。以下この欄及び(7)の2において同じとします。)のうち、(7)の2の適用を受けているデータ通信以外のデータ通信であって、イの規定に該当するもの(以下「特定データ通信」といいます。)に限り、2-1-1(通常通話に係るもの)の規定に代えて、次に規定する料金額を適用します。

(ア) (イ)以外の場合
以外のもの

区 分	料 金 額
通話料	1分までごとに税抜額12円(税込額12.6円)

基本使用料の料金種別がちょっとコール、コミコミコールS、コミコミOneエコノミー、コミコミOneオフタイム又はコミコミOneライトのもの

区 分	料 金 額
通話料	1分までごとに税抜額18円(税込額18.9円)

(イ) auサービス(第8種コースに係るものに限ります。)の契約者回線から行った場合

区 分	料 金 額
通 話 料	1分までごとに税抜額15円(税込額15.75円)

イ アに規定する料金額を適用するデータ通信は、次に定めるものとしします。

(ア) auサービス(第8種コース以外のコース種別に係るものに限ります。)又はローミングの契約者回線(第3種auデュアルに係るものを除きます。)からのデータ通信のうち、次のデータ通信(その発信に係る移動無線装置が別記2に定める関東地区及び中部地区に在圏する場合のデータ通信を除きます。)に適用します。

契約者回線又は特定事業者が提供するau通信サービスの他網契約者回線へのデータ通信

加入電話事業者が提供する加入電話サービスの他網契約者回線へのデータ通信

IP電話事業者が提供するIP電話サービスの他網契約者回線へのデータ通信

(イ) auサービス(第8種コースに係るものに限ります。)の契約者回線(第3種auデュアルに係るものを除きます。)からのデータ通信(当社が別に定める短桁の番号をダイヤルして行ったものを除きます。)のうち、次のデータ通信(その発信に係る移動無線装置が別記2に定める関東地区及び中部地区に在圏する場合のデータ通信に限ります。)に適

用します。

契約者回線又は携帯電話事業者が提供する携帯電話サービス(2-1-2に規定する船舶電話サービスを除きます。)の他網契約者回線へのデータ通信

加入電話事業者が提供する加入電話サービスの他網契約者回線へのデータ通信

IP電話事業者が提供するIP電話サービスの他網契約者回線へのデータ通信

(7)の2 特定データ通信に係る通話料の適用(スーパーモバイルレート)

当社が提供するインターネット接続サービス(IP電話サービスに係るものを除きます。)又はデータ送受信サービスの電気通信回線へのデータ通信(当社が別に定める方法により行なうものに限ります。)及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る事業者識別番号(0035に限ります。)を使用して行ったデータ通信(以下「特定データ通信」といいます。)について、2-1-1(通常通話に係るもの)の規定に代えて、次に規定する料金額を適用します。

(ア) (イ)以外の場合
以外のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	1分までごとに税抜額10円(税込額10.5円)

基本使用料の料金種別がちょっとコール、コミコミコールS、コミコミOneエコノミー、コミコミOneオフタイム又はコミコミOneライトのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	1分までごとに税抜額15円(税込額15.75円)

(イ) 第3種auデュアルのもの

区 分	料 金 額
通 話 料	2-1-1に規定する各料金種別の料金額と同額

(8) 削除

削除

(9) 基本使用料の料金種別による通話料の減額適用

ア 下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別(以下「特定料金種別」といいます。)を選択しているau契約者は、その契約者回線からの通話(その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話及びプリペイド通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((11)、(12)、(13)又は(17)の適用による場合は、適用した後の額とします。)のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。

(ア) (イ)又は(ウ)以外のもの

1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	支払いを要しない額
	税 抜 額 (税 込 額)
コミコミコールスーパー	0円から 9,000円までの部分 (0円から 9,450円までの部分)
コミコミコールジャンボ	0円から 4,000円までの部分 (0円から 4,200円までの部分)
コミコミコールL	0円から 3,000円までの部分 (0円から 3,150円までの部分)
コミコミコールS	0円から 1,400円までの部分 (0円から 1,470円までの部分)
コミコミOneビジネス	0円から 8,400円までの部分 (0円から 8,820円までの部分)
コミコミOneスタンダード	0円から 4,500円までの部分 (0円から 4,725円までの部分)
コミコミOneエコノミー	0円から 2,000円までの部分 (0円から 2,100円までの部分)
コミコミOneライト	0円から 600円までの部分 (0円から 630円までの部分)
コミコミOneオフタイム	0円から 1,700円までの部分 (0円から 1,785円までの部分)
コミコミデイトime	0円から 5,200円までの部分 (0円から 5,460円までの部分)
プランL	0円から 6,600円までの部分 (0円から 6,930円までの部分)
プランM	0円から 4,200円までの部分 (0円から 4,410円までの部分)
プランS	0円から 2,100円までの部分 (0円から 2,205円までの部分)
プランSS	0円から 1,000円までの部分 (0円から 1,050円までの部分)

(イ) 学生用の基本使用料の適用を受けているもの
1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	支払いを要しない額
	税 抜 額 (税 込 額)
コミコミコールスーパー	0円から 4,500円までの部分 (0円から 4,725円までの部分)
コミコミコールジャンボ	0円から 2,000円までの部分 (0円から 2,100円までの部分)
コミコミコールL	0円から 1,500円までの部分 (0円から 1,575円までの部分)
コミコミコールS	0円から 700円までの部分 (0円から 735円までの部分)
コミコミOneビジネス	0円から 4,200円までの部分 (0円から 4,410円までの部分)
コミコミOneスタンダード	0円から 2,250円までの部分 (0円から 2,362円までの部分)
コミコミOneエコノミー	0円から 1,000円までの部分 (0円から 1,050円までの部分)
コミコミOneライト	0円から 300円までの部分 (0円から 315円までの部分)
コミコミOneオフタイム	0円から 850円までの部分 (0円から 892円までの部分)
コミコミデイトタイム	0円から 2,600円までの部分 (0円から 2,730円までの部分)

(ウ) 障害者用の基本使用料の適用を受けているもの
1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別	支払いを要しない額
	税 抜 額 (税 込 額)
コミコミコールスーパー	0円から 4,500円までの部分 (0円から 4,725円までの部分)
コミコミコールジャンボ	0円から 2,000円までの部分 (0円から 2,100円までの部分)
コミコミコールL	0円から 1,500円までの部分 (0円から 1,575円までの部分)

コミコミコールS	0円から 700円までの部分 (0円から 735円までの部分)
コミコミOneビジネス	0円から 4,200円までの部分 (0円から 4,410円までの部分)
コミコミOneスタンダード	0円から 2,250円までの部分 (0円から 2,362円までの部分)
コミコミOneエコノミー	0円から 1,000円までの部分 (0円から 1,050円までの部分)
コミコミOneライト	0円から 300円までの部分 (0円から 315円までの部分)
コミコミOneオフタイム	0円から 850円までの部分 (0円から 892円までの部分)
コミコミデイトタイム	0円から 2,600円までの部分 (0円から 2,730円までの部分)
プランL	0円から 3,300円までの部分 (0円から 3,465円までの部分)
プランM	0円から 2,100円までの部分 (0円から 2,205円までの部分)
プランS	0円から 1,050円までの部分 (0円から 1,102円までの部分)
プランSS	0円から 500円までの部分 (0円から 525円までの部分)

イ 2 (料金額)の規定にかかわらず、特定料金種別(コミコミコールスーパー、コミコミコールジャンボ、コミコミコールL、コミコミコールS及びコミコミOneオフタイムに限りま)の適用を受けている契約者回線から行った通話について、その通話時間が10秒以下の通話の料金については、税抜額10円(税込額10.5円)とします。

ただし、特定文字メッセージ送信、特定データ通信(第8種コースに係るもの又は基本使用料の料金種別がコミコミOneオフタイムに係るものに限りま)及び昼間以外の時間帯区分を適用する通話(コミコミOneオフタイムに係るものに限りま)については、この限りではありません。

ウ 通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、料金月単位で行います。

エ 当社は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、その料金月における基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに規定する支払いを要しない料金額の上限額(以下「控除可能額」といいます)を日割りします。

オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合

	<p>は、その端数を切り上げます。</p> <p>カ 当社は、特定料金種別の適用を受けている a u デュアルの契約者回線について、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、アからオの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「通話料控除額」といいます。）が控除可能額に満たない場合は、第3（パケット通信料）1（適用）（3）に規定する取扱いを行います。</p>		
<p>(10) 複数回線複合割引の通話料の取扱い（家族割）</p>	<p>第1（基本使用料等）1（適用）（6）の適用を受けている割引選択回線群を構成する契約者回線（学生用又は障害者用の基本使用料の適用を受けているものを除きます。以下この欄において同じとします。）からの通話（その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話及びプリペイド通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（9）、（11）、（13）又は（17）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額を控除します。</p> <table border="1" data-bbox="555 891 1362 1581"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 891 1362 965">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 965 1362 1581"> <p>1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。この場合において、充当比率は、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額（控除可能額から（9）の適用により支払いを要しないこととされた額を減じて得た額をいいます。以下同じとします。）の合計額（その割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める複数回線複合割引の通話料の取扱い（以下この欄において「特定割引」といいます。）の規定に基づく他網契約者回線に係る充当可能額を加算した額とします。）を、その割引選択回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る月間累計額を加算した額とします。）で除して得た値（1を超える場合は、1とします。）とします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	控除額	<p>1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。この場合において、充当比率は、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額（控除可能額から（9）の適用により支払いを要しないこととされた額を減じて得た額をいいます。以下同じとします。）の合計額（その割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める複数回線複合割引の通話料の取扱い（以下この欄において「特定割引」といいます。）の規定に基づく他網契約者回線に係る充当可能額を加算した額とします。）を、その割引選択回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る月間累計額を加算した額とします。）で除して得た値（1を超える場合は、1とします。）とします。</p>
控除額			
<p>1の契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額に、充当比率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。）。この場合において、充当比率は、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る充当可能額（控除可能額から（9）の適用により支払いを要しないこととされた額を減じて得た額をいいます。以下同じとします。）の合計額（その割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める複数回線複合割引の通話料の取扱い（以下この欄において「特定割引」といいます。）の規定に基づく他網契約者回線に係る充当可能額を加算した額とします。）を、その割引選択回線群を構成する契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額（その割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る月間累計額を加算した額とします。）で除して得た値（1を超える場合は、1とします。）とします。</p>			
<p>(11) 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引の適用（家族割）</p>	<p>ア 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第1（基本使用料等）1（適用）（6）の適用を受けている契約者回線（学生用又は障害者用の基本使用料の適用を受けているものを除きます。）からその割引を受けるために契約者が選択した割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線への通話（特定文字メッセージ送信、特定データ通信、プリペイド通話及び（8）の適用を受けた通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月額累計額に0.30を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>ただし、（13）の適用を併せて受ける通話については、この規</p>		

定にかかわらず、(13)に定めるところによります。
 イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
 ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第1(基本使用料等)1(適用)(6)に規定する複数回線複合割引の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。
 エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(12) 学生又は障害者であることを条件とする通話料の月極割引の適用(ガク割、スマイルハート割引)

ア 学生又は障害者であることを条件とする通話料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、学生用又は障害者用の基本使用料の適用を受けている契約者回線からの通話(その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、特定データ通信、特定データ通信(第3種auデュアルのものを除きます。)、E Z w e b機能を利用して行った通話及びプリペイド通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、電話番号案内料を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

1 契約ごとに

区 分	割引額
1 契約者回線又は加入電話サービス、I P電話サービス若しくは特定事業者が提供するa u通信サービスに係る他網契約者回線への通話(当社が別に定めるものに限ります。)	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額
2 1以外の通話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額

イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。
 ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第1(基本使用料等)1(適用)(4)に規定する学生用又は障害者用の基本使用料の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。
 エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(13) 特定電話番号への通話料の月極割引の適用(指定割引)

ア 特定電話番号への通話料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号(契約者があらかじめ指定したa uサービス若しくはプリペイド電話又は特定事業者、加入電話事業者若しくはI P電話事業者が提供する電気通信サービスの電話番号(当社が別に定めるものに限ります。))をいいます。以下この欄において同じとします。)に係る契約者回線等への通話(特定文字メッセージ送信、特定データ通信及びプリペイド通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額について、同表に

規定する額の割引を行うことをいいます。

ただし、同表の1欄に規定する割引額については、(11)の適用による割引額と合わせた額とします。

1 契約ごとに月額

定額料	割 引 額	
税抜額 300円 (税込額 315円)	1 (11)の適用を併せて受ける通話	特定電話番号に係る契約者回線等への通話(左欄の通話に限ります。)に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額
	2 1以外の通話	特定電話番号に係る契約者回線等への通話(左欄の通話に限ります。)に関する料金の月間累計額に0.50を乗じて得た額

イ 特定電話番号の数は、1の契約について3以内とします。

ウ 本割引は、auサービス(auパケットを除きます。)の契約者回線(学生用又は障害者用の基本使用料の適用を受けているものを除きます。)に限り、選択することができます。

エ 特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 本割引の適用を開始する場合は、その申込日(契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

カ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) auサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) au契約の解除があったとき。

(オ) auパケットへの種類の変更があったとき。

キ カの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄又は3欄の左欄に該当する場合が生じたときは、2欄又は3欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 auサービスの	その一時休止日、契約解除日又は種類

	<p>利用の一時休止、 a u 契約の解除又は a u パケットへの種類の変更があったとき。</p>	<p>の変更日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p>
	<p>3 a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継があったとき。</p>	<p>その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</p>
	<p>ク 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。</p> <p>ケ 本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、a u サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>コ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>サ 定額料については、日割りは行いません。</p> <p>シ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>	
(14) 削除	削除	
(15) 削除	削除	
(16) 契約者を単位とする通話料の月極割引の適用（コールワイド）	<p>ア 契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、（ア）に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（本割引を選択する契約者回線又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定める契約者を単位とする通話料の月極割引（以下この欄において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（（13）の適用を受けている契約者回線を除きます。以下（イ）において同じとします。）からの通話（その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話及びプリペイド通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（（9）又は（18）の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、（イ）に規定する割引率を乗じて得</p>	

た額の割引を行うことをいいます。

(ア) 定額料

1 割引選択回線群ごとに月額

料 金 額
税抜額 3,000円 (税込額 3,150円)

(イ) 割引率

その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線からの通話に関する料金の月間累計額の合計額(その割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合は、特定割引の規定に基づく他網契約者回線に係る月額累計額を加算した額とします。)	割引率
20万円未満の場合	15%
20万円以上100万円未満の場合	20%
100万円以上500万円未満の場合	25%
500万円以上の場合	28%

イ 本割引は、auサービス(auパケットを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 学生用又は障害者用の基本使用料の適用を受けているもの

(イ) 第1(基本使用料等)1(適用)(6)の適用を受けているもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、1の割引選択回線群について1の割引選択代表回線(本割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する1の契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。)を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) その申出のあった契約者回線が、(22)又は第1(基本使用料等)1(適用)(7)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引又は契約者を単位とする基本使用料割引における同一の割引選択回線群に属さないとき。

(ウ) その申出のあった契約者回線が、(22)を選択する場合であって、その契約者回線が指定した割引選択代表回線が、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引における割引選択代表回線と同一でないとき。

(エ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

(カ) 2年割グループ又は3年割グループを構成する契約者回線によりその割引選択回線群が構成される場合は、その割引選択回線群を構成することとなる全ての契約者回線及び他網契約者回線と、その2年割グループ又は3年割グループを構成する全ての契約者回線及び他網契約者回線が同一でないとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

キ 本割引の適用を開始する場合は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) a u 契約の解除があったとき。

(オ) a u パケットへの種類の変更があったとき。

(カ) その他オに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

ケ クの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

コ クの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日(a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 a u サービスの	一時休止日、契約解除日又は種類の変

利用の一時休止、
a u 契約の解除又は
a u パケットへの
種類の変更があ
ったとき。

更日までの通話に関する料金について
、本割引の適用の対象とします。

- サ コの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引若しくは(22)又は第1(基本使用料等)の(6)、(7)、(8)若しくは(10)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
- シ 割引選択代表回線が他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。
- ス 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。
ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、a u サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。
- セ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- ソ 定額料については、日割りは行いません。
- タ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- チ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。
- ツ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額(当社が指定する期間内の料金月に係るものに限り)又はその目安となる金額を通知します。
ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。
- テ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報(特定割引の適用に必要な範囲に限り)を、当社が特定事業者に通知することに承諾していただきます。

(17) 自宅加入電話への通話料の月極割引の適用(a u 自宅割)

ア 自宅加入電話への通話料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、自宅加入電話番号(a u 契約者の住所又は居所において利用される加入電話サービス又はIP電話サービスの電話番号であって、その料金月の当社が別に定める日において、当社に登録されているものをいいます。以下この欄において同じとします。)に係る他網契約者回線について、

	<p>前料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合に、その自宅加入電話番号に係る他網契約者回線への通話（(12)、(13)及び(16)の適用を受けている通話、特定データ通信並びにプリペイド通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額に0.50を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおける電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分で当社の事業者識別番号が指定されているとき（当社を介してその指定を行う旨の申込みが行われているときを含みます。）。</p> <p>市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信 県内市外通信、県間市外通信及び国際通信</p> <p>(イ) 当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるADSL接続サービス（タイプ（共用型のものに限りま）又はタイプ（共用型のものに限りま）のものに限りま）に係る他社接続回線としての提供が行われているとき。</p> <p>(ウ) 当社が提供するIP電話サービス（当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるADSL接続サービス（タイプのものに限りま）、IP電話サービス若しくはIP電話サービス、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める音声通信サービス（当社が付与した電気通信番号を利用するものに限りま）又は当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスに限りま）に係る他網契約者回線（当社が別に定めるものを除きます。）であるとき。</p> <p>イ 自宅加入電話番号に係る加入電話事業者の他網契約者回線への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p>
<p>(18) 通話料の長期利用割引の適用（長期割引サービス）</p>	<p>ア 通話料の長期利用割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、auサービスの利用月数に応じて、その契約者回線からの通話（その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話及びプリペイド通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(9)、(10)、(11)、(13)又は(17)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>この場合において、auサービスの利用月数は、第1（基本使用料等）1（適用）(5)に規定する利用月数と同様の方法で計算した月数とします。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p>

利用月数	割引額
12か月を超え36か月以内の場合	通話に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額
36か月を超え60か月以内の場合	通話に関する料金の月間累計額に0.07を乗じて得た額
60か月を超える場合	通話に関する料金の月間累計額に0.12を乗じて得た額

イ 本割引は、auサービス（第3種auデュアル及びauパケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、適用します。

（ア） 定期au契約に係るもの

（イ） 基本使用料の料金種別がコミコミOneビジネス、コミコミOneスタンダード、コミコミOneエコノミー、コミコミOneライト、コミコミOneオフタイム、データタイムプランEN又はコミコミデイトムに係るもの

ウ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(19) 通話料の月間累計額に応じた通話料の月極割引の適用（話すほど割引）

ア 通話料の月間累計額に応じた通話料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、その契約者回線からの通話（その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話及びプリペイド通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(9)、(10)、(11)又は(17)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額
その料金月の通話に関する料金の月間累計額 10,000円以上 20,000円未満 のとき	通話に関する料金の月間累計額に0.05を乗じて得た額
20,000円以上 50,000円未満 のとき	通話に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額
50,000円以上 100,000円未満 のとき	通話に関する料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額
100,000円以上 のとき	通話に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額

	<p>イ 本割引は、auサービス（第3種auデュアル及びauパケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないもの に限り、適用します。</p> <p>(ア) 基本使用料の料金種別がコミコミOneビジネス、コミ コミOneスタンダード、コミコミOneエコノミー、コ ミコミOneライト、コミコミOneオフタイム、デイタ イムプランEN、デイタイムプランKO又はコミコミデイ タイムに係るもの</p> <p>(イ) 学生用又は障害者用の基本使用料の適用を受けているも の</p> <p>(ウ) (13)又は(16)の適用を受けているもの</p> <p>ウ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生 じた場合は、その端数を切り上げます。</p>													
(20) 削除	削除													
(21) 削除	削除													
(22) 特定加入電話か らの通話に係る通 話料の割引の適用 (au着信ビジネ スレート)	<p>ア 特定加入電話からの通話に係る通話料の割引（以下この欄に おいて「本割引」といいます。）とは、(ア)に規定する定額料を 支払った場合に、特定加入電話サービス（当社が別に定める加 入電話サービスをいいます。以下この欄において同じとします 。）に係る他網契約者回線から割引選択回線群（本割引を選択す る契約者回線又は特定事業者のau通信サービス契約約款に定 める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引（以下この欄 において「特定割引」といいます。）を選択する他網契約者回線 により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じ とします。）を構成する契約者回線への通話（この約款において 当社がその料金を定めている通話に限ります。）について、2 - 3 - 1の(1)及び2 - 3 - 3の規定に代えて、(イ)に規定する 料金額を適用することをいいます。</p> <p>ただし、(イ)に定めのない時間帯区分に係る通話の料金額に ついては、2（料金額）に定めるところによります。</p> <p>(ア) 定額料</p> <p style="text-align: right;">1 割引選択回線群ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="555 1579 1364 1724"> <tr> <td style="text-align: center;">料 金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税抜額 2,000円（税込額 2,100円）</td> </tr> </table> <p>(イ) 料金額 以外の場合 A B 以外の場合</p> <table border="1" data-bbox="555 1870 1364 2105"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">通 話 料</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">次の秒数までごとに 税抜額10円（税込額10.5円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昼 間</td> <td style="text-align: center;">夜 間</td> <td style="text-align: center;">土曜日・</td> </tr> </tbody> </table>	料 金 額	税抜額 2,000円（税込額 2,100円）	区 分	料 金 額			通 話 料	次の秒数までごとに 税抜額10円（税込額10.5円）			昼 間	夜 間	土曜日・
料 金 額														
税抜額 2,000円（税込額 2,100円）														
区 分	料 金 額													
通 話 料	次の秒数までごとに 税抜額10円（税込額10.5円）													
	昼 間	夜 間	土曜日・											

			日曜日・ 祝日
地域内・地域隣接県通話	30秒	30秒	30秒
地域隣接県外通話	23秒	23秒	23秒

B 中国地区又は北海道地区に在圏する移動無線装置への通話の場合

区 分	料 金 額			
通話料	次の秒数までごとに 税抜額10円(税込額10.5円)			
	昼 間	夜 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	深夜・ 早朝
地域内・地域 隣接県通話	30秒	30秒	30秒	30秒
地域隣接県外 通話	23秒	23秒	23秒	25秒

ソフトバンク B B 株式会社提供する加入電話サービスに係る他網契約者回線からの通話の場合

区 分	料 金 額		
通 話 料	次の秒数までごとに 税抜額10円(税込額10.5円)		
	昼 間	夜 間	土曜日・日 曜日・祝日
	30秒	30秒	30秒

イ 本割引は、auサービス（auパケットを除きます。）の契約者回線であって、第1（基本使用料等）1（適用）（6）の適用を受けていないものに限り、選択することができます。

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して当社に申し出ていただきます。

この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、1の割引選択回線群について1の割引選択代表回線（本割引又は特定割引の規定により定額料の支払いを要する1の契約者回線又は他網契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) その申出のあった契約者回線が、(16)又は第1(基本使用料等)1(適用)(7)を選択する場合であって、その契約者回線と割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引又は契約者を単位とする基本使用料割引における同一の割引選択回線群に属さないとき。

(ウ) その申出のあった契約者回線が、(16)を選択する場合であって、その契約者回線が指定した割引選択代表回線が、契約者を単位とする通話料の月極割引における割引選択代表回線と同一でないとき。

(エ) その申出のあった契約者回線が、その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(オ) 指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の契約者回線及び他網契約者回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

(カ) 2年割グループ又は3年割グループを構成する契約者回線によりその割引選択回線群が構成される場合は、その割引選択回線群を構成することとなる全ての契約者回線及び他網契約者回線と、その2年割グループ又は3年割グループを構成する全ての契約者回線及び他網契約者回線が同一でないとき。

(キ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の適用を開始する場合は、当社の交換設備への登録が完了した時点からの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) auサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) au契約の解除があったとき。

(オ) auパッケージへの種類の変更があったとき。

(カ) その他オに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

ク キの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

ケ キの規定により本割引の適用を廃止した場合は、当社の交換設備への登録が完了した時点までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

コ 割引選択代表回線が他網契約者回線である場合は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。

サ 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通話の

有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、auサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

シ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ス 定額料については、日割りは行いません。

セ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

ソ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額（当社が指定する期間内の料金月に係るものに限り）又はその目安となる金額を通知します。

ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。

タ 契約者は、割引選択回線群に他網契約者回線が含まれる場合において、特定事業者がその割引選択回線群を構成する他網契約者回線について特定割引の適用の可否を判断するために、その割引選択回線群を構成する契約者回線に係る情報（特定割引の適用に必要な範囲に限り）を、当社が特定事業者に通知することに承諾していただきます。

(23) KDDI一括請求の取扱いを行った場合の割引の適用（KDDI一括請求割引）

当社は、(22)に規定する割引選択代表回線について、KDDI一括請求の取扱いを行っている場合であって、そのKDDI一括請求に係る料金等が下表に規定する割引条件、割引条件及び割引条件のいずれも満たしているときは、(22)に規定する定額料（その請求日を含む料金月の前料金月に債権が生じたものに限り）の支払いを免除します。

区 分	割引の適用条件
割引条件	<p>次に定める料金等（その請求日を含む料金月の前料金月に債権が生じたものに限り）が生じていること。</p> <p>(ア) 料金表第1表から第4表に規定する料金等（特定事業者が提供するローミングに係る料金を含み、消費税相当額を除きます。）</p> <p>(イ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する特定第2種一般電話契約に係る通話に関する料金</p> <p>(ウ) 当社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話に関する料金</p>

割引条件	当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金の合計額が1,000円以上であること又は総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金が生じていること。
割引条件	a u 判定料金、当社の電話サービス等契約約款に規定する電話判定料金及び総合オープン通信網サービス契約約款に規定するインターネット判定料金の合計額が20,000円以上であること。

2 料金額

2 - 1 通常通話に係るもの

2 - 1 - 1 2 - 1 - 2 から 2 - 1 - 5 以外のもの

(1) (2) から (17) 以外のもの

ア イ、ウ又はエ以外のもの

区 分		料 金 額			
通 話 料		次の秒数までごとに 税抜額10円(税込額10.5円)			
		昼 間	夜 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	深夜・ 早朝
北海道地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	26秒	29秒	40秒
	地域隣接県外通話	16秒	20秒	22.5秒	31.5秒
東北地区	地域内・地域隣接県通話	22.5秒	30.5秒	34.5秒	47.5秒
	地域隣接県外通話	20秒	26.5秒	30秒	41.5秒
北陸地区	地域内・地域隣接県通話	23秒	32.5秒	36.5秒	50秒
	地域隣接県外通話	16秒	20秒	22.5秒	31.5秒
関東・中部地区	県内通話	18秒	28.5秒	31秒	42.5秒
	県間通話	16秒	25秒	27.5秒	37.5秒
	地域隣接県外通話	12秒	20秒	20秒	27.5秒
関西地区	地域内・地域隣接県通話	23.5秒	32.5秒	36.5秒	50秒
	地域隣接県外通話	16秒	20秒	22.5秒	31.5秒
中国地区	地域内・地域隣接県通話	22.5秒	30.5秒	34.5秒	47.5秒
	地域隣接県外通話	16秒	20秒	22.5秒	31.5秒
四国地区	地域内・地域隣接県通話	22.5秒	32.5秒	36.5秒	50秒
	地域隣接県外通話	16秒	20秒	22.5秒	31.5秒
九州地区	地域内・地域隣接県通話	24秒	32.5秒	36.5秒	50秒
	地域隣接県外通話	16.5秒	20秒	22.5秒	31.5秒

イ 移動無線装置等（当社が別に定める電気通信設備を含みます。）への通話に係るもの

(ア) (イ)以外のもの

区 分		料 金 額			
通 話 料		次の秒数までごとに 税抜額10円（税込額10.5円）			
		昼 間	夜 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	深夜・ 早朝
北海道地区	地域内・地域隣接県通話	15秒	24秒	26.5秒	36.5秒
	地域隣接県外通話	14秒	23.5秒	25.5秒	35秒
東北地区	地域内・地域隣接県通話	16.5秒	27秒	30秒	41.5秒
	地域隣接県外通話	16秒	26.5秒	29秒	40秒
北陸地区	地域内・地域隣接県通話	18秒	29秒	32.5秒	45秒
	地域隣接県外通話	17秒	28.5秒	31秒	42.5秒
関東・中部地区	地域内・地域隣接県通話	16秒	26.5秒	29秒	40秒
	地域隣接県外通話	16秒	26.5秒	29秒	40秒
関西地区	地域内・地域隣接県通話	18秒	29秒	32.5秒	45秒
	地域隣接県外通話	16秒	26.5秒	29秒	40秒
中国地区	地域内・地域隣接県通話	17秒	27.5秒	31秒	42.5秒
	地域隣接県外通話	16秒	26.5秒	29秒	40秒
四国地区	地域内・地域隣接県通話	17.5秒	29秒	32秒	44秒
	地域隣接県外通話	17秒	28.5秒	31秒	42.5秒
九州地区	地域内・地域隣接県通話	18.5秒	29秒	32.5秒	45秒
	地域隣接県外通話	17秒	28.5秒	31秒	42.5秒

(イ) 携帯電話事業者(特定事業者を除きます。)が提供する携帯電話サービスの電気通信回線への通話に係るもの

区 分	料 金 額			
通 話 料	次の秒数までごとに 税抜額10円(税込額10.5円)			
	昼 間	夜 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	深夜・ 早朝
北 海 道 地 区	14秒	23.5秒	25.5秒	35秒
東 北 地 区	16秒	26.5秒	29秒	40秒
北 陸 地 区	17秒	28.5秒	31秒	42.5秒
関 東・中 部 地 区	16秒	26.5秒	29秒	40秒
関 西 地 区	16秒	26.5秒	29秒	40秒
中 国 地 区	16秒	26.5秒	29秒	40秒
四 国 地 区	17秒	28.5秒	31秒	42.5秒
九 州 地 区	17秒	28.5秒	31秒	42.5秒

ウ PHS事業者が提供するPHSサービスの電気通信回線への通話に係るもの

区 分	料 金 額			
通 話 料	次の秒数までごとに 税抜額10円(税込額10.5円)			
	昼 間	夜 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	深夜・ 早朝
北 海 道 地 区	12.5秒	19.5秒	19.5秒	19.5秒
東 北 地 区	13秒	21秒	21秒	21秒
北 陸 地 区	13秒	21秒	21秒	21秒
関 東・中 部 地 区	12秒	20秒	20秒	20秒
関 西 地 区	13秒	21秒	21秒	21秒
中 国 地 区	13秒	21秒	21秒	21秒
四 国 地 区	13秒	21秒	21秒	21秒
九 州 地 区	13.5秒	21秒	21秒	21秒

エ IP電話事業者が提供するIP電話サービスの電気通信回線への通話に係るもの

区 分	料 金 額			
通 話 料	次の秒数までごとに 税抜額10円（税込額10.5円）			
	昼 間	夜 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	深夜・ 早朝
北 海 道 地 区	20秒	26秒	29秒	40秒
東 北 地 区	22.5秒	30.5秒	34.5秒	47.5秒
北 陸 地 区	23秒	32.5秒	36.5秒	50秒
関 東 ・ 中 部 地 区	18秒	28.5秒	31秒	42.5秒
関 西 地 区	23.5秒	32.5秒	36.5秒	50秒
中 国 地 区	22.5秒	30.5秒	34.5秒	47.5秒
四 国 地 区	22.5秒	32.5秒	36.5秒	50秒
九 州 地 区	24秒	32.5秒	36.5秒	50秒

(2) 基本使用料の料金種別がちょっとコールのもの

区 分	料 金 額
通話料	(1)に規定する料金額に1.4を乗じて得た額 ただし、昼間以外の時間帯にあっては、同表に規定する料金額と同額

(3) 基本使用料の料金種別がコミコミコールスーパーのもの

区 分	料 金 額
通話料	1分までごとに税抜額15円（税込額15.75円）

(4) 基本使用料の料金種別がコミコミコールジャンボのもの

区 分	料 金 額
通話料	1分までごとに税抜額20円（税込額21円）

(5) 基本使用料の料金種別がコミコミコールLのもの

区 分	料 金 額
通話料	1分までごとに税抜額30円(税込額31.5円)

(6) 基本使用料の料金種別がコミコミコールSのもの

区 分	料 金 額
通話料	1分までごとに税抜額40円(税込額42円)

(7) 基本使用料の料金種別がデイトムプランK0及びデイトムプランENのもの

区 分	料 金 額			
通 話 料	次の秒数までごとに税抜額10円(税込額10.5円)			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
	30秒	10秒	10秒	10秒

(8) 基本使用料の料金種別がコミコミOneビジネスのもの

区 分	料 金 額
通話料	30秒までごとに税抜額10円(税込額10.5円)

(9) 基本使用料の料金種別がコミコミOneスタンダードのもの

区 分	料 金 額
通話料	20秒までごとに税抜額10円(税込額10.5円)

(10) 基本使用料の料金種別がコミコミOneエコノミーのもの

区 分	料 金 額
通話料	15秒までごとに税抜額10円(税込額10.5円)

(11) 基本使用料の料金種別がコミコミOneライトのもの

区 分	料 金 額
通話料	10秒までごとに税抜額10円(税込額10.5円)

(12) 基本使用料の料金種別がコミコミOneオフタイムのもの

ア イ又はウ以外のもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとの税抜額(税込額)			
通話料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
	50円(52.5円)	16円(16.8円)	16円(16.8円)	14円(14.7円)

イ 移動無線装置等(当社が別に定める電気通信設備を含みます。)への通話に係るもの

(ア) (イ)以外のもの

区 分	料 金 額				
	1分までごとの税抜額(税込額)				
通 話 料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝	
	地域内・地域隣接 県通話	50円(52.5円)	16円(16.8円)	16円(16.8円)	14円(14.7円)
	地域隣接県外通話	50円(52.5円)	20円(21 円)	20円(21 円)	20円(21 円)

(イ) 携帯電話事業者(特定事業者を除きます。)が提供する携帯電話サービスの電気通信回線への通話に係るもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとの税抜額(税込額)			
通話料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
	50円(52.5円)	20円(21 円)	20円(21 円)	20円(21 円)

ウ PHS事業者が提供するPHSサービスの電気通信回線への通話に係るもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとの税抜額（税込額）			
通話料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
	50円(52.5円)	20円(21 円)	20円(21 円)	20円(21 円)

(13) 基本使用料の料金種別がプランLのもの

区 分	料 金 額
通話料	30秒までごとに税抜額12円（税込額12.6円）

(14) 基本使用料の料金種別がプランMのもの

区 分	料 金 額
通話料	30秒までごとに税抜額14円（税込額14.7円）

(15) 基本使用料の料金種別がプランSのもの

区 分	料 金 額
通話料	30秒までごとに税抜額16円（税込額16.8円）

(16) 基本使用料の料金種別がプランSSのもの

区 分	料 金 額
通話料	30秒までごとに税抜額20円（税込額21円）

(17) 基本使用料の料金種別がコミコミデタイムのもの

ア イ以外のもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとの税抜額（税込額）			
通話料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
	15円(15.75円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)

イ 当社又は特定事業者が提供する a u 通信サービスに係る移動無線装置等（当社が別に定める電気通信設備を含みます。）への通話に係るもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとの税抜額（税込額）			
通話料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・祝日	深夜・早朝
	10円(10.5円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)

2 - 1 - 2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供する船舶電話サービスの電気通信回線への通話に係るもの

(1) (2)から(6)以外のもの

区 分	料 金 額			
通 話 料	次の秒数までごとに税抜額10円（税込額10.5円）			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・祝日	深夜・早朝
	6.5秒	12秒	12秒	13秒

(2) 基本使用料の料金種別がちょっとコールのもの

区 分	料 金 額
通話料	(1)に規定する料金額に1.4を乗じて得た額 ただし、昼間以外の時間帯にあっては、同表に規定する料金額と同額

(3) 基本使用料の料金種別がコミコミコールスーパー、コミコミコールジャンボ、コミコミコールL、コミコミコールS、デイトムプランKO、プランL、プランM、プランS又はプランSSのもの

区 分	料 金 額
通話料	2 - 1 - 1 に規定する各料金種別の料金額と同額

(4) 基本使用料の料金種別がコミコミOneエコノミー、コミコミOneライト
又はデイトムプランENのもの

区 分	料 金 額
通話料	(1)に規定する料金額に1.5を乗じて得た額

(5) 基本使用料の料金種別がコミコミOneオフタイムのもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとの税抜額(税込額)			
通話料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜 日・祝日	深夜・早朝
	50円(52.5円)	20円(21 円)	20円(21 円)	20円(21 円)

(6) 基本使用料の料金種別がコミコミデイトムのもの

区 分	料 金 額			
	1分までごとの税抜額(税込額)			
通話料	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日 ・祝日	深夜・早朝
	15円(15.75円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)	30円(31.5円)

2 - 1 - 3 電話番号案内接続に係るもの

区 分	料 金 額
電話番号案内料	1の電話番号の案内ごとに税抜額100円(税込額105円)
通話料	2 - 1 - 1に規定する各料金種別の料金額(加入電話事業者が提供する加入電話サービスに係る他網契約者回線へ通話した場合における県内通話又は地域内・地域隣接県通話の料金額とします。)と同額

2 - 1 - 4 E Z w e b機能を利用して行った通話に係るもの

区 分	料 金 額
通話料	1分まで税抜額3円(税込額3.15円)
	1分を超える1分までごとに税抜額10円(税込額10.5円)

2 - 1 - 5 特定文字メッセージ送信に係るもの

区 分	料 金 額
通話料	1送信ごとに税抜額3円(税込額3.15円)

2 - 2 プリペイド通話に係るもの

2 - 2 - 1 2 - 2 - 2 又は 2 - 2 - 3 以外のもの

(1) (2) 以外のもの

区 分	料 金 額
通話料	15秒までごとに10円

(2) プリペイド電話又はローミング(特定事業者の契約約款に規定するプリペイド通話に係るものに限ります。)の契約者回線から行ったもの

区 分	料 金 額
通話料	6秒までごとに10円

2 - 2 - 2 当社が提供するインターネット接続サービス(IP電話サービスに係るものを除きます。)に係る電気通信回線への通話に係るもの

区 分	料 金 額
通話料	50秒までごとに20円

2 - 2 - 3 Cメール機能に係るもの

区 分	料 金 額
通話料	1送信ごとに5円

2 - 3 相互接続点からの通話に係るもの

2 - 3 - 1 2 - 3 - 2 又は 2 - 3 - 3 以外のもの

(1) (2) 以外のもの

区 分		料 金 額			
通 話 料		次の秒数までごとに 税抜額10円(税込額10.5円)			
		昼 間	夜 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	深夜・ 早朝
北海道地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	27.5秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒
東北地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	30秒
	地域隣接県外通話	15秒	20秒	20秒	30秒
北陸地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	30秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒
関東地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	30.5秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒
中部地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	30.5秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒
関西地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	30秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒
中国地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	27.5秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒
四国地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	30秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒
九州地区	地域内・地域隣接県通話	20秒	20秒	20秒	30秒
	地域隣接県外通話	15秒	17秒	17秒	25秒

(2) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話に係るもの

区 分		料 金 額			
通 話 料		次の秒数までごとに10円			
		昼 間	夜 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	深夜・ 早朝
北海道地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	20.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒
東北地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	22.5秒
北陸地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒
関東地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒
中部地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒
関西地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒
中国地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	20.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒
四国地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒
九州地区	地域内・地域隣接県通話	12秒	15秒	15秒	22.5秒
	地域隣接県外通話	10秒	15秒	15秒	18.5秒

2 - 3 - 2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する個人通信機能を利用して行われた通話に係るもの

区 分	料 金 額
通話料	31.5秒までごとに税抜額10円（税込額10.5円）

2 - 3 - 3 ソフトバンクBB株式会社が提供する加入電話サービスの電気通信回線から行った通話に係るもの

区 分	料 金 額			
通 話 料	次の秒数までごとに税抜額10円（税込額10.5円）			
	昼 間	夜 間	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝
	20秒	21秒	21秒	30秒

2 - 3 - 4 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する加入電話サービスの電気通信回線から、別記26の2(7)に規定する事業者識別番号を使用して行われた通話の着信に係るもの

区 分	料 金 額
通話料	34秒までごとに税抜額10円（税込額10.5円）

第3 パケット通信料

1 適用

パケット通信料の適用については、第80条（通話料及びパケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用																							
(1) パケット通信料の適用	<p>パケット通信料の適用は、以下のとおりとします。</p> <p>ア イ又はウ以外のもの 通信の相手先ごとの1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ E Z w e b機能に係るもの 次表の区分ごとの1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">タイプ 及びタイプ に係るもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タイプ に 係るもの</td> <td>(ア) (イ)以外のもの</td> </tr> <tr> <td>(イ) E Z w e b電子メールに係るもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">タイプ に 係るもの</td> <td rowspan="2">(ア) (イ)から(エ) 以外のもの</td> <td>標準タイムに係るもの</td> </tr> <tr> <td>お得タイムに係るもの</td> </tr> <tr> <td>(イ) E Z w e b電子メールに係るもの</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 位置算出機能に係る通信及びS S L通信等（当社が別に定めるプロトコルを用いて暗号化された通信等、当社がU R Lを特定できない通信をいいます。以下同じとします。）に係るもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タイプ に 係るもの</td> <td>(ア) (イ)以外のもの</td> </tr> <tr> <td>(イ) E Z w e b電子メールに係るもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 お得タイムに係る情報量は、次のとおり区分します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>情 報 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1</td> <td>U R Lごとの1の情報閲覧に係る情報量のうち12800バイトまでの部分</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>U R Lごとの1の情報閲覧に係る情報量の</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		タイプ 及びタイプ に係るもの		タイプ に 係るもの	(ア) (イ)以外のもの	(イ) E Z w e b電子メールに係るもの	タイプ に 係るもの	(ア) (イ)から(エ) 以外のもの	標準タイムに係るもの	お得タイムに係るもの	(イ) E Z w e b電子メールに係るもの	(ウ) 位置算出機能に係る通信及びS S L通信等（当社が別に定めるプロトコルを用いて暗号化された通信等、当社がU R Lを特定できない通信をいいます。以下同じとします。）に係るもの	タイプ に 係るもの	(ア) (イ)以外のもの	(イ) E Z w e b電子メールに係るもの	区 分	情 報 量	レベル1	U R Lごとの1の情報閲覧に係る情報量のうち12800バイトまでの部分	レベル2	U R Lごとの1の情報閲覧に係る情報量の
区 分																							
タイプ 及びタイプ に係るもの																							
タイプ に 係るもの	(ア) (イ)以外のもの																						
	(イ) E Z w e b電子メールに係るもの																						
タイプ に 係るもの	(ア) (イ)から(エ) 以外のもの	標準タイムに係るもの																					
		お得タイムに係るもの																					
	(イ) E Z w e b電子メールに係るもの																						
	(ウ) 位置算出機能に係る通信及びS S L通信等（当社が別に定めるプロトコルを用いて暗号化された通信等、当社がU R Lを特定できない通信をいいます。以下同じとします。）に係るもの																						
タイプ に 係るもの	(ア) (イ)以外のもの																						
	(イ) E Z w e b電子メールに係るもの																						
区 分	情 報 量																						
レベル1	U R Lごとの1の情報閲覧に係る情報量のうち12800バイトまでの部分																						
レベル2	U R Lごとの1の情報閲覧に係る情報量の																						

	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">うち 12800バイトを超える部分</td> </tr> </table> <p>ウ BREW.NET機能に係るもの 1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2(料金額)に規定する料金額を適用します。</p>	うち 12800バイトを超える部分											
うち 12800バイトを超える部分													
<p>(2) 標準タイム及びお得タイムの適用</p>	<p>ア 標準タイム及びお得タイムとは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">標準タイム</td> <td style="text-align: center;">午前0時から午前1時まで及び午後5時から午後12時までの間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">お得タイム</td> <td style="text-align: center;">午前1時から午後5時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 標準タイム及びお得タイムの適用は、URLごとの1の情報閲覧に係る情報の取得を開始した時刻によります。</p>	区 分	時間帯	標準タイム	午前0時から午前1時まで及び午後5時から午後12時までの間	お得タイム	午前1時から午後5時までの間						
区 分	時間帯												
標準タイム	午前0時から午前1時まで及び午後5時から午後12時までの間												
お得タイム	午前1時から午後5時までの間												
<p>(3) 特定料金種別のパケット通信料の取扱い</p>	<p>ア 特定料金種別を選択している契約者は、基本使用料の料金種別及び区別ごとに、パケット通信料(auデュアルに係るもの)に限り、以下この欄において同じとします。)の月間累計額のうち、控除可能額から通話料控除額を差し引いた額を上限とする額の支払いを要しません。 ただし、(4)、(6)、(7)又は(8)の適用を受けているときは、この限りではありません。</p> <p>イ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。</p>												
<p>(4) 定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引(Packet Oneミドルパック、Packet Oneスーパーパック)</p>	<p>ア 定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、契約者の選択により、次表に規定する定額料を支払った場合に、2(料金額)の規定により算定したパケット通信(通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額に代えて、その月間累計額から同表に規定する割引可能額(シ及びスの規定により日割りした場合はその額)を控除して得た額(月間累計額が割引可能額に満たない場合は、0円とします。)に、同表に規定する超過分係数を乗じて得た額を料金額として適用することをいいます。 この場合、本割引には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">定 額 料</th> <th style="text-align: center;">割引可能額</th> <th style="text-align: center;">超過分係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ミドルパック</td> <td style="text-align: center;">税抜額 2,400円 (税込額 2,520円)</td> <td style="text-align: center;">税抜額10,000円 (税込額10,500円)</td> <td style="text-align: center;">0.30</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スーパーパ</td> <td style="text-align: center;">税抜額 8,500円</td> <td style="text-align: center;">税抜額45,000円</td> <td style="text-align: center;">0.20</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	定 額 料	割引可能額	超過分係数	ミドルパック	税抜額 2,400円 (税込額 2,520円)	税抜額10,000円 (税込額10,500円)	0.30	スーパーパ	税抜額 8,500円	税抜額45,000円	0.20
種 類	定 額 料	割引可能額	超過分係数										
ミドルパック	税抜額 2,400円 (税込額 2,520円)	税抜額10,000円 (税込額10,500円)	0.30										
スーパーパ	税抜額 8,500円	税抜額45,000円	0.20										

ック	(税込額 8,925円)	(税込額47,250円)
----	--------------	--------------

イ 本割引は、a uサービス (a u電話、第3種 a uデュアル及び第3種 a uパッケージを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

(ア) 第1種定期 a u契約に基づき提供される第2種 a uパッケージに係るもの

(イ) (6)の適用を受けているもの

ウ 第2種 a uパッケージに係る本割引の申込み (本割引の種類の変更の申込みを含みます。)は、包括回線グループを単位として行っていただきます。

エ 当社は、本割引の適用を受けている包括回線グループに追加された契約者回線については、その追加の請求を本割引の申込みとみなして取り扱います。

オ パッケージ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

カ 本割引の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区 分	本割引の適用の開始
1 本割引の申込みが、その契約者回線に係る a u契約の申込みと同時に行了われた場合	その a uサービスの提供を開始した日
2 本割引の申込みが、その契約者回線に係る a uサービスの再利用の請求と同時に行了われた場合	その a uサービスの再利用を開始した日
3 本割引の申込みが、第3種 a uデュアル又は第3種 a uパッケージからの種類の変更に係る請求と同時に行了われた場合	その変更後の a uサービスの提供を開始した日
4 1から3以外の場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき	本割引の申込日を含む料金月の初日 (その料金月において、本割引の申込日以前に a uサービスの提供若しくは再利用を開始した場合又は第3種 a uデュアル若しくは第3種 a uパッケージからの種類の変更を行った場合は、その開始日又は変更日のうち、本割引の申込日から直近の日)
備考 第3種 a uデュアル又は第3種 a uパッケージからの種類の変更を行った日から本割引の適用を開始する場合は、E Z w e b機能に係るパッケージ通信について、その a	

uサービスの種類を変更した時点から本割引の適用を開始するものとします。

キ 契約者が、本割引を選択している場合であって、その種類を変更するときは、その変更の申込日を含む料金月の翌料金月以降のポケット通信料について、変更後の種類を適用します。

ク 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) その契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき(第2種auポケットに係る契約者回線については、その包括回線グループを単位とする廃止の申出があったときに限ります。)

(イ) auサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)

(ウ) au契約の解除があったとき。

(エ) au電話、第3種auデュアル又は第3種auポケットへの種類の変更があったとき。

ケ クの規定により、本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄又は3欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄又は3欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのポケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
2 auサービスの利用の一時休止、au契約の解除又はau電話への種類の変更があったとき。	その一時休止日、契約解除日又は種類の変更日までのポケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
3 第3種auデュアル又は第3種auポケットへの種類の変更があったとき。	その種類の変更日の前日までのポケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
備考 第3種auデュアル又は第3種auポケットへの種類の変更を行うとともに本割引の適用を廃止する場合、EZweb機能に係るポケット通信については、そのauサービスの種類を変更した時点まで本割引の適用の対象とします。	

コ 本割引を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利

用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。
 サ カの表の規定により本割引の適用を開始した場合又は第3種 a uデュアル又は第3種 a uパケットへの種類の変更により本割引の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3種 a uデュアル又は第3種 a uパケットへの種類の変更により本割引を廃止した場合は、その種類を変更した日の前日）

シ サの規定により定額料を日割りする場合は、その日数に応じて、アに定める割引可能額を日割りします。

ス シの場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

セ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、a uサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(5) 着信課金用ドメイン名に係るパケット通信料の割引の適用

ア 着信課金用ドメイン名に係るパケット通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、C P A利用回線（当社のリモートアクセスサービス等契約約款に規定するリモートアクセスサービス（タイプ のものに限ります。）の利用契約回線をいいます。以下この欄において同じとします。）の契約者（以下この欄において「C P A契約者」といいます。）が下表に規定する定額料を支払った場合に、着信課金用ドメイン名（当社のリモートアクセスサービス等契約約款に規定する着信課金用ドメイン名であって、そのC P A契約者があらかじめ指定したものをいいます。以下この欄において同じとします。）によるパケット通信（9.6 kbit/sの第1種 a uパケットに係る契約者回線との間のパケット通信に限ります。以下この欄において同じとします。）について、2-2-1の規定に代えて、同表に規定する適用額を適用することをいいます。

この場合において、同表に規定する定額料は、特定事業者の a u通信サービス契約約款に規定する着信課金用ドメイン名に係るパケット通信料の割引（以下この欄において「特定割引」といいます。）の定額料と合わせた額とします。

区 分	料 金 額
定額料	1 着信課金用ドメイン名ごとに月額

	税抜額1,000円(税込額1,050円)
適用額	1課金対象パケットごとに 税抜額0.15円(税込額0.1575円)

イ 本割引の申込みは、1の着信課金用ドメイン名ごとに、その特定割引の申込みと合わせて、当社のリモートアクセスサービス等契約約款に規定するリモートアクセスサービス等取扱所に行っていただきます。

ウ 当社は、イに規定する申込みがあったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) そのC P A契約者が、当社の電気通信サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) その着信課金用ドメイン名に係る特定割引の申込みの承諾が得られないとき。

エ 本割引の適用を開始する場合は、その申込みに係る登録完了日(当社の機器への登録に要する期間が経過する日をいいます。以下この欄において同じとします。)を含む料金月(当社のリモートアクセスサービス等契約約款に規定する料金月とします。以下この欄において同じとします。)の翌料金月以降の着信課金用ドメイン名によるパケット通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ただし、そのC P A契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その申込みに係る登録完了日を含む料金月の当社が指定する日から本割引の適用を開始します。

オ 当社は、本割引の適用を受けている着信課金用ドメイン名について、そのC P A契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) そのC P A利用回線に係る契約の解除があったとき。

(イ) 特定割引の廃止があったとき。

(ウ) その他ウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

カ オの規定により本割引の適用を廃止した場合は、その廃止に係る登録完了日を含む料金月の末日(C P A利用回線に係る契約の解除の場合は、その契約解除日)までの着信課金用ドメイン名によるパケット通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

キ 本割引を選択したC P A契約者は、パケット通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、C P A契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、その着信課金用ドメイン名によるパケット通信が全く利用できない状態(その通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。

ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ケ 定額料については、日割りは行いません。

(6) 定額料の支払いを条件とするパケ

ア 定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、(ア)に規定

ット通信料の月極
割引の適用（パ
ケット割）

する定額料を支払った場合に、その契約者回線からのパケット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定に代えて、（イ）に規定する適用額により算定した額から、（ア）に規定する割引可能額（サ及びシの規定により割引可能額を日割りした場合はその額）を控除して得た額（適用額により算定した額が割引可能額に満たない場合は、0円とします。）を適用することをいいます。

（ア） 定額料及び割引可能額

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
定 額 料	税抜額1,000円（税込額1,050円）
割引可能額	税抜額1,000円（税込額1,050円）

（イ） 適用額

1 課金対象パケットごとに

区 分	料 金 額
適 用 額	税抜額0.1円（税込額0.105円）

イ 本割引は、a uサービス（a u電話、第3種a uデュアル及び第3種a uパケットを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。

（ア） 第1種定期a u契約に基づき提供される第2種a uパケットに係るもの

（イ）（4）の適用を受けているもの

ウ 第2種a uパケットに係る本割引の申込みは、包括回線グループを単位として行っていただきます。

エ 当社は、本割引の適用を受けている包括回線グループに追加された契約者回線については、その追加の請求を本割引の申込みとみなして取り扱います。

オ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

カ 本割引の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区 分	本割引の適用の開始
1 本割引の申込みが、その契約者回線に係るa u契約の申込みと同時に行了われた場合	そのa uサービスの提供を開始した日
2 本割引の申込みが、その契約者回線に係るa uサービスの再利用の請求と同時に行了われた場合	そのa uサービスの再利用を開始した日

3 本割引の申込みが、第3種 a uデュアル又は第3種 a u パケットからの種類の変更に係る請求と同時に行われた場合	その変更後の a uサービスの提供を開始した日
4 1 から 3 以外の場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき	本割引の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、本割引の申込日以前に a uサービスの提供若しくは再利用を開始した場合又は第3種 a uデュアル若しくは第3種 a uパケットからの種類の変更を行った場合は、その開始日又は変更日のうち、本割引の申込日から直近の日）
備考 第3種 a uデュアル又は第3種 a uパケットからの種類の変更を行った日から本割引の適用を開始する場合は、E Z w e b機能に係るパケット通信について、その a uサービスの種類を変更した時点から本割引の適用を開始するものとします。	

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

- (ア) その契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき（第2種 a uパケットに係る契約者回線については、その包括回線グループを単位とする廃止の申出があったときに限ります。）。
- (イ) a uサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
- (ウ) a u契約の解除があったとき。
- (エ) a u電話、第3種 a uデュアル又は第3種 a uパケットへの種類の変更があったとき。

ク キの規定により、本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄又は3欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄又は3欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
1 2 又は 3 以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
2 a uサービスの利用の一時休止、	その一時休止日、契約解除日又は種類の変更日までのパケット通信料につい

a u 契約の解除又は a u 電話への種類の変更があったとき。	て、本割引の適用の対象とします。
3 第3種 a u デュアル又は第3種 a u パケットへの変更があったとき。	その種類の変更日の前日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
備考 第3種 a u デュアル又は第3種 a u パケット以外の種類への変更を行うとともに本割引の適用を廃止する場合、E Z w e b 機能に係るパケット通信については、アの(イ)の表に規定する適用額を、その a u サービスの種類を変更した時点まで適用するものとします。	

ケ 本割引を選択した契約者は、コに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

コ カの表の規定により本割引の適用を開始した場合又は第3種 a u デュアル又は第3種 a u パケットへの変更により本割引の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、カの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、その適用を開始した日)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、第3種 a u デュアル又は第3種 a u パケットへの変更により本割引を廃止した場合は、その種類を変更した日の前日)

サ コの規定により定額料を日割りする場合は、その日数に応じてアに定める割引可能額を日割りします。

シ サの場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

ス 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、a u サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(7) 定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極

ア 定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、(ア)の表に規定する定額料を支払った場合に、その契約者回線からのパケ

割引の適用（パケット割WIN、パケット割WINミドル、パケット割WINスーパー）

ット通信（特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱い及び（8）の取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、2（料金額）の規定に代えて、（イ）の表に規定する適用額により算定した額から、（ア）の表に規定する割引可能額（コ及びサの規定により割引可能額を日割りした場合はその額）を控除して得た額（適用額により算定した額が割引可能額に満たない場合は、0円とします。）を適用することをいいます。

この場合、本割引には同表の3種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

（ア） 定額料及び割引可能額

1 契約ごとに月額

種 類	定 額 料	割引可能額
	税抜額（税込額）	税抜額（税込額）
パケット割WIN	1,000円(1,050円)	1,000円(1,050円)
パケット割WINミドル	4,000円(4,200円)	4,000円(4,200円)
パケット割WINスーパー	7,500円(7,875円)	7,500円(7,875円)

（イ） 適用額

1 課金対象パケットごとに

種 類	適 用 額
	税抜額（税込額）
パケット割WIN	0.08円（0.084円）
パケット割WINミドル	0.025円（0.02625円）
パケット割WINスーパー	0.015円（0.01575円）

イ 本割引は、auサービス（第3種auデュアル又は第3種auパケットに限り、）の契約者回線に限り、選択することができます。

ウ パケット通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

エ 本割引の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区 分	本割引の適用の開始
1 本割引の申込みが、その契	そのauサービスの提供を

約者回線に係る a u 契約の申込みと同時に行了された場合	開始した日
2 本割引の申込みが、その契約者回線に係る a u サービスの再利用の請求と同時に行了された場合	その a u サービスの再利用を開始した日
3 本割引の申込みが、第 3 種 a u デュアル又は第 3 種 a u パケットへの種類の変更に係る請求と同時に行了された場合	その変更後の a u サービスの提供を開始した日
4 1 から 3 以外の場合であって、その申込日を含む料金月から本割引の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき	本割引の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、本割引の申込日以前に a u サービスの提供若しくは再利用を開始した場合又は第 3 種 a u デュアル若しくは第 3 種 a u パケットへの種類の変更を行った場合は、その開始日又は変更日のうち、本割引の申込日から直近の日）
備考 第 3 種 a u デュアル又は第 3 種 a u パケットへの種類の変更を行った日から本割引の適用を開始する場合は、E Z w e b 機能に係るパケット通信について、その a u サービスの種類を変更した時点から本割引の適用を開始するものとします。	

オ 契約者が、本割引を選択している場合であって、その種類を変更するときは、その変更の申込日を含む料金月の翌料金月以降のパケット通信料について、変更後の種類を適用します。

カ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) その契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき。

(イ) a u サービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

(ウ) a u 契約の解除があったとき。

(エ) 第 3 種 a u デュアル及び第 3 種 a u パケット以外の種類への変更があったとき。

キ カの規定により、本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の 1 欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2 欄又は 3 欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ 2 欄又は 3 欄の規定によるものとします。

区 分	本割引の適用
-----	--------

1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
2 a uサービスの利用の一時休止又はa u契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
3 第3種a uデュアル及び第3種a uパケット以外の種類への変更があったとき。	その種類の変更日の前日までのパケット通信料について、本割引の適用の対象とします。
備考 第3種a uデュアル又は第3種a uパケット以外の種類への変更を行うとともに本割引の適用を廃止する場合、E Z w e b機能に係るパケット通信については、アの(イ)の表に規定する適用額を、そのa uサービスの種類を変更した時点まで適用するものとします。	

ク 本割引を選択した契約者は、ケに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ケ エの表の規定により本割引の適用を開始した場合又は第3種a uデュアル及び第3種a uパケット以外の種類への変更により本割引の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、エの表の規定により本割引の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3種a uデュアル及び第3種a uパケット以外の種類への変更により本割引を廃止した場合は、その種類を変更した日の前日）

コ ケの規定により定額料を日割りする場合は、その日数に応じてアに定める割引可能額を日割りします。

サ コの場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。

シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、a uサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた

料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(8) 特定のポケット通信への2段階定額制の適用(ダブル定額)

ア 当社は、a u契約者からの申込みにより、第3種a uデュアルに係るE Z w e b機能を利用した場合のポケット通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、(イ)の表に規定する判定用適用額により算定した額(以下この欄において「定額料適用判定額」といいます。)が、(ア)の表に規定する最小定額料(クの規定により最小定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)に満たない場合は、2(料金額)の規定に代えて最小定額料を、定額料適用判定額が(ア)の表に規定する最大定額料(クの規定により最大定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)以上となる場合は最大定額料を、そのいずれでもない場合は定額料適用判定額を適用する取扱い(以下「2段階定額制」といいます。)を行います。

(ア) 最小定額料及び最大定額料

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
最小定額料	税抜額 2,000円(税込額 2,100円)
最大定額料	税抜額 4,200円(税込額 4,410円)

(イ) 判定用適用額

1 課金対象ポケットごとに

区 分	料 金 額
判定用適用額	税抜額0.05円(税込額0.0525円)

イ 2段階定額制は、a uサービス(第3種a uデュアルに限り)の契約者回線に限り、選択することができます。

ウ 当社は、2段階定額制の適用の申込みがあった場合は、当社が別に定める基準に適合する端末設備がその契約者回線に接続されているときに限り、これを承諾します。

エ 2段階定額制の適用の開始は、その申込日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区 分	2段階定額制の適用の開始
1 2段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るa u契約の申込みと同時にされた場合	そのa uサービスの提供を開始した日
2 2段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るa uサ	そのa uサービスの再利用を開始した日

サービスの再利用の請求と同時に行われた場合	
3 2段階定額制の申込みが、第3種 a u デュアルへの種類の変更に係る請求と同時に行われた場合	その変更後の a u サービスの提供を開始した日
4 1 から 3 以外の場合であって、その申込日を含む料金月から 2 段階定額制の適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないとき	2 段階定額制の申込日を含む料金月の初日（その料金月において、2 段階定額制の申込日以前に a u サービスの提供若しくは再利用を開始した場合又は第 3 種 a u デュアルへの種類の変更を行った場合は、その開始日又は変更日のうち、2 段階定額制の申込日から直近の日）
備考 第 3 種 a u デュアルへの種類の変更を行った日から 2 段階定額制の適用を開始する場合は、その a u サービスの種類を変更した時点からのパケット通信について、2 段階定額制の適用を開始するものとします。	

オ 当社は、2 段階定額制の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、2 段階定額制の適用を廃止します。

- 。
 - (ア) その契約者から 2 段階定額制の適用を廃止する申出があったとき。
 - (イ) a u サービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
 - (ウ) a u 契約の解除があったとき。
 - (エ) 第 3 種 a u デュアル以外の種類への変更があったとき。
 - (オ) ウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

カ オの規定により、2 段階定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の 1 欄の左欄の規定により 2 段階定額制の適用を廃止した後、2 欄又は 3 欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ 2 欄又は 3 欄の規定によるものとします。

区 分	2 段階定額制の適用
1 2 又は 3 以外により 2 段階定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのパケット通信料について、2 段階定額制の適用の対象とします。
2 a u サービスの利用の一時休止又	その一時休止日又は契約解除日までのパケット通信料について、2 段階定額

は a u 契約の解除があったとき。	制の適用の対象とします。
3 第3種 a u デュアル以外の種類への変更があったとき。	その a u サービスの種類を変更した時点までのパケット通信料について、2段階定額制の適用の対象とします。

キ 2段階定額制を選択した契約者は、クに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、最小定額料、最大定額料又は定額料適用判定額の支払いを要します。

ク エの表の規定により2段階定額制の適用を開始した場合又は第3種 a u デュアル以外の種類への変更により2段階定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、最小定額料及び最大定額料の日割りを行います。

区 分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、エの表の規定により2段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3種 a u デュアル以外の種類への変更により2段階定額制の適用を廃止した場合は、その種類を変更した日の前日）

ケ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、a u サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、最小定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(9) ローミングに係るパケット通信料の特例	ローミングの契約者回線（特定事業者の a u 通信サービス契約約款に規定する定額制の適用を受けているものに限り、）に係るパケット通信（E Z w e b 機能に係るものに限り、）に関する料金については、2（料金額）の規定にかかわらず、特定事業者の a u 通信サービス契約約款に規定する定額制に係る料金額に含まれるものとします。
(10) パケット通信料の減免	a u 通信サービスに関する問合せ又は申込み等のために行われるパケット通信（タイプ 又はタイプ に係る E Z w e b 機能の提供を受けている契約者回線と当社が別に定める電気通信設備との間の通信であって、当社が別に定めるものに限り、）については、その料金の支払いを要しません。

2 料金額

2 - 1 a uデュアルに係るもの

2 - 1 - 1 2 - 1 - 2又は2 - 1 - 3以外のもの

(1) (2)以外のもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.1円(税込額0.105円)

(2) a u . N E T機能に係るもの

1課金対象パケットごとに

区 分		料 金 額
		税抜額(税込額)
パケット通信料	第1種a uデュアル	0.15円(0.1575円)
	第2種a uデュアル	0.15円(0.1575円)
	第3種a uデュアル	0.1円(0.105円)

2 - 1 - 2 E Z w e b機能に係るもの

(1) (2)又は(3)以外のもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.27円(税込額0.2835円)

(2) タイプ に係るもの

以外のもの

1課金対象パケットごとに

区 分			料 金 額
			税抜額(税込額)
パケット通信料	標準タイム		0.27円(0.2835円)
	お得タイム	レベル1	0.2円(0.21円)
		レベル2	0.1円(0.105円)

E Z w e b電子メールに係る通信、位置算出機能に係る通信、S S L通信等
又はB R E Wダウンロードサーバとの間の通信に係るもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.27円(税込額0.2835円)

(3) タイプ に係るもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.2円(税込額0.21円)

2 - 1 - 3 B R E W . N E T機能に係るもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1課金対象パケットごとに税抜額0.27円(税込額0.2835円)

2 - 2 a u パケットに係るもの

2 - 2 - 1 2 - 2 - 2 以外のもの

(1) (2) 以外のもの

1 課金対象パケットごとに

区 分			料 金 額
			税抜額 (税込額)
パケット通信料	第 1 種 a u パケット	9.6kbit/s	0.2円 (0.21 円)
		14.4kbit/s	0.1円 (0.105円)
	第 2 種 a u パケット		0.1円 (0.105円)
	第 3 種 a u パケット		0.1円 (0.105円)

(2) a u . N E T 機能に係るもの

1 課金対象パケットごとに

区 分			料 金 額
			税抜額 (税込額)
パケット通信料	第 1 種 a u パケット	9.6kbit/s	0.25円 (0.2625円)
		14.4kbit/s	0.15円 (0.1575円)
	第 2 種 a u パケット		0.15円 (0.1575円)
	第 3 種 a u パケット		0.1 円 (0.105 円)

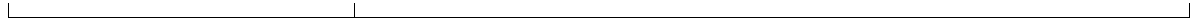
2 - 2 - 2 第 1 種定期 a u 契約又はローミング契約 (特定事業者の a u 通信サービス契約約款に規定する第 1 種定期 a u 契約に係るものに限ります。) に係るもの

(1) (2) 以外のもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額 0.35円 (税込額 0.3675円)

(2) a u . N E T 機能に係るもの

区 分	料 金 額
パケット通信料	1 課金対象パケットごとに税抜額 0.4円 (税込額 0.42円)



第4 契約解除料

1 適用

契約解除料の適用については、第81条（定期 a u 契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契 約 解 除 料 の 適 用	
(1) 契約解除料の適用	第2種定期 a u 契約又は第3種定期 a u 契約に係る契約解除料については、その満了に伴いその契約を更新した回数が1回以上の場合、2（料金額）の規定にかかわらず、1契約ごとに 税抜額3,000円（税込額3,150円）とします。

2 料金額

1 契約ごとに

区 分	料 金 額	
	税抜額（税込額）	
第1種定期 a u 契約	ア イ以外のもの	3,000円（3,150円）
	イ 第2種 a u パケットのもの	5,000円（5,250円）
第2種定期 a u 契約		10,000円（10,500円）
第3種定期 a u 契約		15,000円（15,750円）

第5 プリペイド通話に係る前払い通話料

1 適用

プリペイド通話に係る前払い通話料の適用については、第85条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）の規定によるほか、次のとおりとします。

プリペイド通話に係る前払い通話料の適用	
(1) 前払い通話料の額及び有効日数等	<p>ア プリペイド通話を行う者が前払いを要する額は、2（料金額）に規定する支払額（以下「支払額」とします。）とします。</p> <p>イ 当社は、支払額に応じて、2（料金額）に規定する有効日数を適用します。</p>
(2) 利用料金額の取扱い	<p>当社は、プリペイド通話を行う者が前払い通話料を登録したときは、支払額に代えて、2（料金額）に規定する利用料金額を登録された通話料として取り扱います。</p>

2 料金額

1 プリペイドカードごとに

プリペイドカードの種類	支払額	利用料金額	有効日数	
			プリペイド電話契約のもの	a u 契約のもの
第1種カード	1,000円	1,000円	30日	365日
第2種カード	3,000円	3,300円	60日	365日
第3種カード	5,000円	5,500円	90日	365日
第4種カード	10,000円	10,000円	365日	365日

（注）プリペイドカードの販売に関する取扱いについては、別記29に定めるところによります。

第6 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第82条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用									
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア イ以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>a u契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>番号登録手数料</td> <td>電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>システム登録手数料</td> <td>工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	契約事務手数料	a u契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	料金種別	内 容							
	契約事務手数料	a u契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金							
	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金							
	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金							
イ プリペイド電話に係るもの									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プリペイド電話契約手数料</td> <td>プリペイド電話契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>プリペイド電話機種変更手数料</td> <td>プリペイド電話に係る契約者回線から、現に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この欄において同じとします。）を取り外し、新たな端末設備を接続する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	プリペイド電話契約手数料	プリペイド電話契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	プリペイド電話機種変更手数料	プリペイド電話に係る契約者回線から、現に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この欄において同じとします。）を取り外し、新たな端末設備を接続する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金			
料金種別	内 容								
プリペイド電話契約手数料	プリペイド電話契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
プリペイド電話機種変更手数料	プリペイド電話に係る契約者回線から、現に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この欄において同じとします。）を取り外し、新たな端末設備を接続する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
(2) 契約事務手数料の適用	<p>ア 第2種 a u パケットに係る第1種定期 a u 契約について、同時に50以上の申込み（その全てが同一の包括回線グループに所属するものに限り、）が行われた場合の契約事務手数料の額は、2（料金額）の規定にかかわらず、1契約ごとに税抜額 300円（税込額 315円）とします。</p> <p>イ その a u 契約（第2種 a u パケットに係るものを除きます。）の申込みが、当社が別に定める態様により他の a u 契約（第2種 a u パケットに係るものを除きます。）を解除すると同時に申し込まれたものであるときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</p>								
(3) 番号登録手数料の適用	<p>ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の電話番号の登録等を行う場合は、これを1の電話番号の登録等とみなして番号登録手数料を適用します。</p>								

	<p>イ 第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料と同時に支払いを要する場合の番号登録手数料の額は、2（料金額）の規定にかかわらず、1登録等ごとに税抜額 1,700円（税込額 1,785円）とします。</p> <p>ウ 契約事務手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用を行うための電話番号の登録等については、番号登録手数料の支払いを要しません。</p>
(4) システム登録手数料の適用	<p>ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の工事又は交換設備の登録等を行う場合は、これを1の工事又は交換設備の登録等とみなしてシステム登録手数料を適用します。</p> <p>イ 着信短縮ダイヤル機能に関する交換設備の登録等のみを行う場合のシステム登録手数料の額は、2（料金額）の規定にかかわらず、1登録等ごとに税抜額 1,000円（税込額 1,050円）とします。</p> <p>ウ 契約事務手数料若しくは番号登録手数料の支払いを要する場合又は一時休止の再利用若しくは一時中断の再開を行うための交換設備の登録等については、システム登録手数料の支払いを要しません。</p>
(5) 手続きに関する料金の適用除外又は減額適用	<p>当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。</p>

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
		税抜額（税込額）
契約事務手数料	1 契約ごとに	2,700円（ 2,835円）
番号登録手数料	1 登録等ごとに	2,000円（ 2,100円）
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500円（ 1,575円）
プリペイド電話契約手数料	1 契約ごとに	4,000円（ 4,200円）
プリペイド電話機種変更手数料	1 変更ごとに	4,000円（ 4,200円）

（注）上記の額に配送実費相当額を加算します。

第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

第3表 証明手数料

1 契約ごとに 税抜額 300円 (税込額 315円)

第4表 付随サービスに関する料金等

第1 通信料明細内訳書の発行手数料

1 適用

通信料明細内訳書の発行手数料の適用については、別記3の(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

通 信 料 明 細 内 訳 書 の 発 行 手 数 料 の 適 用			
<p>(1) a u 一括請求グループに係る通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い</p>	<p>ア 当社は、a u 一括請求グループのうち、通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている契約者回線の数が50以上であるものについて、そのa u 一括請求グループに係る契約者から請求があったときは、2 (料金額) の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 a u 一括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額5,000円 (税込額5,250円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの適用にあたっては、当社は、アの規定により適用される料金額の請求先となる1の契約者回線 (以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。) を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線の契約者は、アの規定により適用される料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引、契約者を単位とする基本使用料割引、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成するa u 一括請求グループについて、a u 一括請求グループに係る通信料明細内訳書の発行手数料の取扱い (以下この欄において「本取扱い」といいます。) を適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全てのa u 一括請求グループについても、契約者から本取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けているa u 一括請求グループにおいて、その料金月に通信料明細内訳書の発行サービスの提供を受けている契約者回線の数50未満となったときは、アの規定を適用しません。</p>	料 金 額	1 a u 一括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額5,000円 (税込額5,250円)
料 金 額			
1 a u 一括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額5,000円 (税込額5,250円)			

2 料金額

区 分	単 位	料金額
通信料明細内訳書発行手数料	1 契約について発行 1 回ごとに	税抜額100円 (税込額105円)

第2 分計請求書の発行手数料

1 適用

分計請求書の発行手数料の適用については、別記3の(2)の規定によるほか、次のとおりとします。

分 計 請 求 書 の 発 行 手 数 料 の 適 用			
(1) a uー括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い	<p>ア 当社は、a uー括請求グループのうち、分計請求書発行サービスの提供を受けている契約者回線の数⁵⁰以上であるものについて、そのa uー括請求グループに係る契約者から請求があったときは、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 a uー括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額5,000円(税込額5,250円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの適用にあたっては、当社は、アの規定により適用される料金額の請求先となる1の契約者回線(以下この欄において「一括請求代表回線」といいます。)を当社が別に定める方法により指定します。</p> <p>ウ 一括請求代表回線の契約者は、アの規定により適用される料金額の支払いを要します。</p> <p>エ 当社は、契約者を単位とする基本使用料割引、契約者を単位とする通話料の月極割引又は特定加入電話からの通話に係る通話料の割引に係る割引選択回線群を構成するa uー括請求グループについて、a uー括請求グループに係る分計請求書の発行手数料の取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を適用するときは、その割引選択回線群を構成する他の全てのa uー括請求グループについても、契約者から本取扱いの請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>オ 当社は、アの適用を受けているa uー括請求グループにおいて、その料金月に分計請求書発行サービスの提供を受けている契約者回線の数⁵⁰未満となったときは、アの規定を適用しません。</p>	料 金 額	1 a uー括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額5,000円(税込額5,250円)
料 金 額			
1 a uー括請求グループについて発行1回ごとに 税抜額5,000円(税込額5,250円)			

2 料金額

区 分	単 位	料金額
分計請求書発行手数料	1契約について発行1回ごとに	税抜額100円 (税込額105円)

第3 支払証明書等の発行手数料

区 分	単 位	料金額
支払証明書等発行手数料	1 契約について発行 1 回ごとに	税抜額400円 (税込額420円)

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第4 空き電話番号の検索手数料

区 分	単 位	料金額
空き電話番号検索手数料	1 検索ごとに	税抜額300円 (税込額315円)

別表1 オプション機能

種 類	提 供 条 件	
1 留守番伝言機能（お留守番サービス）	その契約者回線に着信した通話のメッセージの録音又は再生及びその契約者回線への着信に対してあらかじめ登録したメッセージの再生をする機能をいいます。	
	備考	<p>(1) a uサービス（a uパケットを除きます。）の契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) 録音又は登録したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(3) この機能を利用している移動無線装置への通話については、その通話はその通話の発信元から留守番伝言機能を利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱います。この場合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。</p> <p>(4) 当社は、この機能を利用した場合に生じたメッセージの破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとしします。</p> <p>(5) 録音又は登録できるメッセージの数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
2 ボイスメール機能（ボイスメール）	契約者回線等から送信されたメッセージの蓄積及び再生を行う機能をいいます。	
	備考	<p>(1) a uサービス（a uパケットを除きます。）の契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) 第8種コース以外のコース種別（第3種a uデュアルに係るものを除きます。）においては、留守番伝言機能と併せて提供します。</p> <p>(3) 蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(4) 当社は、この機能を利用した場合に生じたメッセージの破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとしします。</p> <p>(5) 蓄積できるメッセージの数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
3 Cメール機能（Cメール）	<p>(1) 発信者が送出した文字メッセージを蓄積し、その文字メッセージの通知又は再生等を行う機能をいいます。</p> <p>(2) Cメール機能には、次の種類があります。</p> <p>ア パケット送信機能（その契約者回線からの文字メッセージ送信（当社が別に定める電気通信設備への送信に限りします。）をパケット通信により行うことができる機能をいいます。以下同じとします。）があるもの</p> <p>イ パケット送信機能がないもの</p>	
	備	(1) a uサービス（a uパケットを除きます。）及びプリペイド

	<p>考 電話の契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) 利用できるCメール機能の種類については、その移動無線装置の種類に応じて、当社が定めます。</p> <p>(3) 第8種コース以外のコース種別（第3種a uデュアルに係るものを除きます。）においては、留守番伝言機能と併せて提供します。</p> <p>(4) 蓄積した文字メッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(5) この機能（パケット送信機能があるものに限ります。）を利用している契約者回線については、連続送受信機能（契約者回線又は特定事業者が提供するa u通信サービスの他網契約者回線であってパケット送信機能を利用できるものとの間の文字メッセージの送受信をパケット通信により連続的に行うことができる機能をいいます。以下同じとします。）を利用することができます。</p> <p>(6) パケット送信機能又は連続送受信機能を利用した文字メッセージ送信に関する料金については、そのパケット通信を電話網を介して行った文字メッセージ送信（当社が別に定める番号により行ったものとします。）とみなして取り扱います。</p> <p>(7) 当社は、この機能を利用するa uサービスの契約者回線について、1の電話番号ごとに当社が別に定めるところにより、5欄に定めるE Z w e b電子メールを利用して転送された電子メールを受信するためのメールアドレス（以下「受信用メールアドレス」といいます。）を付与します。 ただし、第8種コースに係る契約者回線については、E Z w e b機能を利用している場合に限りします。</p> <p>(8) 技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、受信用メールアドレスを変更することがあります。</p> <p>(9) 当社は、この機能を利用した場合に生じた文字メッセージ等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(10) 契約者は、その契約者回線の電話番号を通知しない場合、この機能（パケット送信機能があるものに限ります。）を利用して文字メッセージを送信することはできません。</p> <p>(11) 蓄積できる文字メッセージ等の数、1の文字メッセージ長その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
4 削除	削除
5 E Z w e b機能（E Z w e b）	<p>(1) 端末設備の操作等により、当社が別に定める仕様に準拠した情報の閲覧及びE Z w e b電子メール（メールアドレスを使用して電子メールの受信又は送信等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）の利用等を行うことができる機能をいいます。</p> <p>(2) E Z w e b機能には、次の種類があります。 ア タイプ（E Z w e b B、E Z w e b プレミアム） 情報管理機能（端末設備の操作等により、その契約者に関するスケジュール等その他の情報の登録、編集又は検索を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）があるもの</p>

- イ タイプ (EZwebA、EZwebスタンダード)
 情報管理機能がないもの(タイプ、タイプ及びタイプとなるものを除きます。)
- ウ タイプ (EZweb@mail)
 情報管理機能がないものであって、IMAPメールサーバ(IMAP4に準拠したプロトコルを用いて通信を行うことができる電気通信設備をいいます。以下同じとします。)を介したEZweb電子メールの利用ができるもの(タイプ及びタイプとなるものを除きます。)
- エ タイプ (EZwebmulti)
 情報管理機能がないものであって、IMAPメールサーバを介したEZweb電子メールの利用及びWAP 2.0サーバ(XHTMLに対応した当社が別に定める電気通信設備をいいます。以下この欄において同じとします。)を介した情報の閲覧ができるもの(タイプとなるものを除きます。)
- オ タイプ (EZWIN)
 情報管理機能がないものであって、IMAPメールサーバを介したEZweb電子メールの利用及びWAP 2.0サーバ(第3種auデュアルの契約者回線との間で通信を行うことができるものに限り、)を介した情報の閲覧ができるもの

備考

- (1) auサービス(auパケットを除きます。)の契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り、)に限り提供します。
- (2) 利用できるEZweb機能の種類については、その移動無線装置の種類に応じて、当社が定めます。
- (3) 第8種コース以外のコース種別(第3種auデュアルに係るものを除きます。)においては、留守番伝言機能と併せて提供します。
- (4) 当社は、1の電話番号ごとに当社が別に定めるところによりEZweb電子メールを利用するためのメールアドレスを付与します。
- (5) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由がある場合並びに当社が別に定める場合に限りメールアドレスの変更を行います。この場合、既に蓄積されている情報を消去します。
- (6) 電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間経過後、消去します。
- (7) (5)又は(6)の規定により消去された情報は、復元できません。
- (8) 当社は、EZweb電子メール(第8種コースにおけるタイプ及びタイプに係るものを除きます。)において、当社が別に定める方法により契約者が指定した電子メールの蓄積を行わないようにする機能を提供します。
- (9) タイプの適用を受ける契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り、)については、BREWダウンロードサーバ(BREWアプリ(当社が別に定めるプログラミング言語により作成されたアプリケーションをいいます。以下同じとします。))を格納する当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)との間の通信を行うことができます。
 ただし、海外ローミング機能を利用して外国事業者の電気

	<p>通信サービスによりE Z w e b機能を利用するときは、この限りではありません。</p> <p>(10) 当社は、この機能(タイプ 又はタイプ に限ります。)を利用している契約者(契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合を除きます。)から請求があったときは、当社が別に定める接続先に限り接続する取扱い(以下この欄において「E Z w e b利用制限」といいます。)を行います。</p> <p>(11) 契約者(18歳未満の者である場合に限ります。)がE Z w e b利用制限の廃止に関する請求を行うときは、その契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。</p> <p>(12) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備(当社が設置するものを除きます。)の通信の品質を保証しません。</p> <p>(13) 当社は、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(14) 契約者は、この機能を利用して情報を受ける場合に、その情報を提供するために設置された電気通信設備(インターネット等を介して接続されるものであって、当社以外の者が設置するものを含みます。)へユーザID(文字、数字及び記号の組み合わせであって、当社が電話番号ごとに割り当てたものをいいます。以下同じとします。)が通知されることあらかじめ同意していただきます。</p> <p>(15) この機能を利用している契約者回線について、a uサービス利用権の譲渡があったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(16) この機能の種類の変更又はこの機能を利用している契約者回線に係る電話番号の変更があったときは、新たにこの機能の提供を開始した場合に準じて取り扱います。 ただし、当社が別に定める場合については、この限りではありません。</p> <p>(17) この機能の利用開始の方法、蓄積できる情報量、1の電子メールの情報量、情報の表示方法その他の提供条件については、その種類ごとに当社が別に定めるところによります。</p>
<p>6 e z p l u s 通信機能(e z p l u s)</p>	<p>パケット通信により契約者回線から送出されたJ a v a情報等(当社が別に定めるプログラミング言語により作成されたアプリケーションにより契約者が作成した文字、数字及び記号等(契約者の操作、設定等により自動的に生成されたものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)を、当社又は特定事業者の電気通信設備のみを介して、a u通信サービス(a uデュアルに限ります。)の契約者回線等に送信する機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) a uサービス(a uデュアルに限ります。)の契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。</p> <p>(2) この機能は、Cメール機能と併せて提供します。</p> <p>(3) この機能を利用している契約者回線については、e z p l u s連続送受信機能(契約者回線又は特定事業者が提供するa u通信サービスの他網契約者回線であってパケット送信機能を利用できるものとの間のJ a v a情報等の送受信をパケ</p>

	<p>ット通信により連続的に行うことができる機能をいいます。)を利用することができます。</p> <p>(4) この機能を用いた通信に関する料金については、そのパケット通信を、電話網を介して行った文字メッセージ送信(当社が別に定める番号により文字メッセージ蓄積装置へ送信したものとします。)とみなして取り扱います。</p> <p>ただし、学生又は障害者であることを条件とする通話料の月極割引の適用は行いません。</p> <p>(5) 当社は、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(6) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>7 位置算出機能 (e z n a v i g a t i o n)</p>	<p>通信衛星及び無線基地局設備から取得した信号等その他この機能の提供に必要な情報が、パケット通信により契約者回線からロケーションサーバ(位置情報の算出を行うために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)へ送信された場合に、その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置情報を提供する機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) a u サービス (a u デュアルに限ります。)の契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。</p> <p>(2) この機能は、E Z w e b 機能又は B R E W . N E T 機能の利用において提供します。</p> <p>ただし、海外ローミング機能を利用して外国事業者の電気通信サービスにより E Z w e b 機能を利用するときは、この限りではありません。</p> <p>(3) 当社は、この機能により提供した位置情報の精度を保証しません。</p> <p>(4) 当社は、通信衛星の障害又は当社が提供した位置情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(5) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>8 三者通話機能 (三者通話サービス)</p>	<p>通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の契約者回線等に接続して、同時に三者間で通話ができるようにする機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) a u サービス (a u パケットを除きます。)の契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) プリペイド通話に係る取扱いは、次のとおりとします。</p> <p>ア イ以外の場合 プリペイド通話を行っているときは、通常通話による場合に限り、この機能を利用することができます。</p> <p>イ 第8種コースの場合 通常通話による場合に限り、この機能を利用することができます。</p> <p>(3) 割込通話機能を利用しているときは、この機能を利用する</p>

		<p>ことができません。</p>
9 割込通話機能 (割込通話サービス)	<p>通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に応答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。</p>	
	備考	<p>(1) a u サービス (a u パケットを除きます。)の契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) 三者通話機能を利用しているときは、この機能を利用することができません。</p>
10 迷惑電話拒否機能 (迷惑電話撃退サービス)	<p>その契約者回線に着信した通話 (当社が別に定めるものに限ります。)について、その発信者の契約者回線 (協定事業者の電気通信サービスの契約者回線を含みます。)の電話番号を当社が別に定める方法により登録し、その電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。</p>	
	備考	<p>(1) a u サービス (a u パケットを除きます。)の契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者が登録できる電話番号の数は、10以内とします。</p> <p>(3) (2)に規定する数を超えて登録しようとするときは、現に登録中の電話番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。</p> <p>(4) 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する通話について着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>(5) この機能により応答する通話に関する料金については、第80条 (通話料及びパケット通信料の支払義務) 及び第90条 (相互接続通信の料金の取扱い) に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。</p> <p>(6) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に登録中の電話番号を消去することがあります。</p> <p>(7) 当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
11 着信短縮ダイヤル機能 (クイックダイヤル)	<p>あらかじめ指定した契約者回線 (当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの契約者回線を含みます。以下「指定契約者回線」といいます。)へ着信する通話を着信短縮ダイヤル番号 (契約者からの請求により当社が別に定めるところにより付与する番号をいいます。以下同じとします。)により行うことができるようにする機能をいいます。</p>	
	備考	<p>(1) a u サービス (a u パケットを除きます。)の契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者が指定できる指定契約者回線は、当社が別に定めるものに限ります。</p> <p>(3) 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。</p> <p>(4) 着信短縮ダイヤル番号により行うことができる通話は、契約者回線又は特定事業者が提供する a u 通信サービスの他網契約者回線からの通話に限ります。</p>

	<p>(5) 契約者は、請求の際、あらかじめ1の着信短縮ダイヤル番号により行う通話について、その通話の発信を許容する地域を当社及び特定事業者のサービス区域内の当社が別に定める地域のうち複数の地域内とするか又は1の地域内に限定するかを選定していただきます。</p> <p>(6) 当社は、その請求の承諾後、契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。</p> <p>(7) 着信短縮ダイヤル番号に関するその他の提供条件については、a uサービスの電話番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(8) 当社は、協定事業者の電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の契約者から利用の申込みがあったときは、着信短縮ダイヤル機能を提供します。この場合において、契約申込みの方法及び承諾については、第9条(契約申込みの方法)及び第10条(契約申込みの承諾)の規定に準ずるものとし、その他の提供条件の適用に当たっては、その契約者をa uサービスの契約者とみなして取り扱います。</p>
<p>12 海外ローミング機能(GLOBAL PASSPORT)</p>	<p>外国事業者(当社が別に定める者に限ります。)の電気通信設備から送信された契約者確認信号(外国事業者の電気通信設備において契約者の移動無線装置を確認した信号をいいます。以下同じとします。)を認識することにより、その外国事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにする機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) a uサービス(a uパケットを除きます。)の契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)であって、その契約者回線が、当社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話(以下この12欄において「着信自動通話」といいます。)を利用できるときに限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、移動無線装置への通話があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、着信自動通話を利用して、その通話を外国事業者の電気通信設備へ転送します。</p> <p>(3) 着信自動通話に関する料金については、この機能を利用している契約者回線の契約者が、支払っていただきます。</p> <p>(4) この機能を利用している契約者回線への通話(着信自動通話を伴うものに限ります。)については、その契約者回線に係るコース種別に応じて当社が別に定める地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り扱います。</p> <p>(5) 当社は、この機能に係るオプション機能使用料については、料金月によらず当社が定める期間に従い、外国事業者の電気通信サービスに係る利用時間又は情報量に基づき計算します。この場合、その利用時間又は情報量は、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア 国内通話利用又は国際通話利用に係る利用時間は、外国事業者の機器により測定します。</p> <p>イ 着信通話利用に係る利用時間は、当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 国際E Z w e b利用に係る情報量は、当社の機器により測定します。</p> <p>(6) 契約者は、着信自動通話の利用に係る申込みその他の手続</p>

	<p>きについては、所定の書面を当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(7) この機能により利用できる外国事業者の電気通信サービスの内容については、その外国事業者が定めるところによります。</p> <p>(8) 当社は、この機能の利用に関して、当社の責めによらない理由により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(9) 当社は、国際ローミング協定その他外国の法令等により、この機能の利用を制限することがあります。</p> <p>(10) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>13 高速パケット通信機能（高速パケットサービス）</p>	<p>(1) その契約者回線に接続している移動無線装置との間のパケット通信を、高速で行うことができる機能をいいます。</p> <p>(2) 高速パケット通信機能には、次の種類があります。</p> <p>ア タイプA その契約者回線に接続している移動無線装置へのパケット通信を最高64kbit/sの速度で行うことができるもの。</p> <p>イ タイプB 1 x エリア（別記36に定める区域をいいます。）において、その契約者回線に接続している移動無線装置からのパケット通信を最高64kbit/sの速度で、その契約者回線に接続している移動無線装置へのパケット通信を最高 144kbit/sの速度で行うことができるもの。</p> <p>備考</p> <p>(1) a u サービス（a u デュアル（第3種 a u デュアルを除きます。）又は a u パケット（9.6kbit/sの第1種 a u パケット及び第3種 a u パケットを除きます。）に限り、）の契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り、）に限り提供します。</p> <p>(2) この機能は、タイプ に係る E Z w e b 機能の提供を受けている契約者回線においては、E Z w e b 機能と併せて提供します。</p> <p>(3) 利用できる高速パケット通信機能の種類については、その移動無線装置の種類に応じて、当社が定めます。</p> <p>(4) タイプ B に係る契約者回線について、1 x エリアにおいても、タイプ A と同様の機能を提供することがあります。</p> <p>(5) タイプ B に係る契約者回線について、1 x エリア以外においては、タイプ A と同様の機能を提供します。</p> <p>(6) この機能を利用する契約者回線に接続している移動無線装置との間のパケット通信による符号伝送の速度は、そのパケット通信を行っている時点の無線基地局設備の状況等により当社が定めるところによります。</p> <p>(7) (3) から (6) のほか、利用形態ごとのパケット通信の最高速度は、その移動無線装置の機能によります。</p>
<p>14 制御情報通知機能</p>	<p>発信者が送出した文字、数字及び記号（以下「制御情報」といいます。）を一時蓄積し、その制御情報を契約者回線へ通知する機能をいいます。</p> <p>備</p> <p>(1) a u サービス（a u パケットに限り、）の契約者回線（</p>

	考	<p>当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。</p> <p>(2) 蓄積した制御情報は、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(3) 制御情報の通知は、その契約者回線に係る移動無線装置が受信可能な状態にあることを当社が認知した場合に、当社が別に定めるところにより行います。</p> <p>(4) 当社は、1の電話番号ごとに当社が別に定めるところにより電子メールで制御情報を受信するためのメールアドレス(以下この14欄において「制御用メールアドレス」といいます。)を付与します。</p> <p>(5) 技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、制御用メールアドレスを変更することがあります。</p> <p>(6) 当社は、この機能を利用した場合に生じた制御情報の到達遅延、破損若しくは滅失等による損害又は通知された制御情報に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(7) 蓄積できる情報量、制御情報の送付方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
15 a u . N E T 機能	備考	<p>当社が別に定める方法によりインターネットとの間でパケット通信を行うことができる機能をいいます。</p> <p>(1) a uサービス(a u電話を除きます。)の契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) この機能の利用に係るパケット通信料については、そのパケット通信を行った契約者回線の契約者に支払っていただきます。</p> <p>(3) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備(当社が設置するものを除きます。)の通信の品質を保証しません。</p> <p>(4) 当社は、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。</p> <p>(5) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
16 B R E W . N E T 機能	備考	<p>端末設備に格納されたB R E Wアプリの動作により、インターネットとの間でパケット通信を行うことができる機能をいいます。</p> <p>(1) a uサービス(第2種a uデュアルに限ります。)の契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。</p> <p>(2) この機能は、B R E W情報(E Z w e b機能の利用に係る設定を行うことにより通知される当社が別に定める情報をいいます。)が端末設備に記憶されている場合に限り利用することができます。</p> <p>(3) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備(当社が設置するものを除きます。)の通信の品質を保証しません。</p> <p>(4) 当社は、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若</p>

しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。

- (5) この機能の利用にあたっては、BREWアプリが格納された端末設備から、この機能を利用して情報を提供するために設置された電気通信設備（当社以外の者が設置するものを含みます。）へユーザIDが通知されます。
- (6) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。